

るガス中毒等の発生状況について申し上げます。あらかじめ断わりしておきたいことは、このガス中毒というのは、死亡から軽症まで非常に段階がございまして、ちょっと目まいがする程度のものでも終るものもある、重いものになれば、死亡に至るものもあるものであります。軽い方については、私の方でもわからないのであります。ちょっと涼しい風に当たるといいのでございまして、近所のお医者さんにちょっと来てもらって、それで済んだというものもございまして、そういう場合で、私の方でわかるのは、比較的軽いものということになるわけでございます。従って、申し上げるものよりもっと軽いもので、私どもにわからないものも相当数あるのではなからぬというところが、あらかじめ想像されるわけでありまして、以下申し上げるのには、消防庁の救急車が出勤するとか、あるいは各管下の各警察署において届出があるとか、あるいはこちらから進んで何かの機会に知ることができたとかいう事実に基づいて集めたものでございまして、その点を御了承願いたいと思ひます。

本年一月一日から二月末日までの表が出たのでありますが、中毒者の総数はこの二カ月間に百五名になつておりまして、そのうち死亡が二十六名、重症が二十七名、中等症といふ者が四十三名、それから軽症といふのが九名でございまして、重症、中症、軽症という区別は、きわめて常識的なものでございまして、はっきりと、いふほどの程度になれば重症であるとか、あるいは軽症であるとかいったことは

申し上げにくいのでありますけれども、軽症といふのは、全然医者にいかねなかつたとか、あるいはお医者さんがちよつと往診しただけで、それで片づいてしまつたといふふうな、ほとんど医療を受けることのない程度の者をいふのは、医師が数回往復したとか、あるいはちよつと入院したが、すぐまた退院したとかいふふうな程度の者、また、重症はそれ以上の者でございまして、相当期間にわたつて入院して、そうして快癒した、こゝういふふうな者を、一応重症と称しておるわけであり

ます。中毒の程度は以上でございまして、これを原因別に見ますといふと、自殺の目的のために行われたのが十一件でございまして、それから過失に基くものが五十八件であります。それからその他が三十六件となつておりますが、三十六件といふものは、自分には過失はないのであつたけれども、他の原因によつて中毒死を起したといふふうなもの、たとえば浅草の旅館でお客さんが就寝する際に、ガスをつけたまま寝たのだが、そのうちに女中が元せを締めてしまつた、元せを締めたものであります。客室のガスは自然に消えたのであります。消えたのであります。手元せんはまだ開いておる、で、翌朝になつて女中が元せんを開いた。そうすると手元せんから自然にガスが噴出するといふことで、お客としては、これはきわめて不幸なことですが、中毒死に至るといふふうな、自分の過失は全然ないとは言えないにしても、自分の過失よりも他の原因によつて死亡するといふふうな事例が相当ある。要す

るに、自殺が十一件、自分の純然たる過失に基くものが五十八件、その他が三十六件といふふうな実情になつております。これは昨年度の一月、二月の状況に比較して見ますといふと、非常に増加して見えます。昨年度はこの二カ月の間に中毒者は五十四名です。本年百五名といふことになる。大体倍の状況になつております。原因についても大体同じよう、昨年度、この二カ月において自殺が八件、本年は十一件、それから去年の過失は三十六件で、これは五十八件といふふうな、まあ倍近い一つの数字が出ておるわけでありまして。

こゝういふふうで、非常にふえておることばふえておるのですが、さて、私の方でいろいろと見たところの原因といふものを見ますといふと、これはガスを使用したまま寝てしまつた、その結果中毒をしたといふのが圧倒的に多いのであります。これが約五〇％を占めております。ガスをつけたまま寝てしまつたといふことの内容につきましても、ガスの圧力の関係で不完全燃焼になつて、ガスが少しづつ漏れておるのを知らずに寝てしまつたといふふうなもの、あるいは寝ておる最中に寝返りを打つ等のことから、ゴム管に触れて金具から離れたのに気がつかないで当人は眠つておつて、その結果中毒死になつた、あるいはいはいのいのため、ゴム管に触れてゴム管が金具から離れたといふふうな事例、このようにいろいろの事例がありますが、最近ビニール管を使う、これは安いのだそうでございまして、ビニール管を使うために金具から離れやすいといふことが、よくいわれておるのであります。

接着部分が簡単に離れるといふことが、中毒を起す大きな原因になつておるようでありまして。それから不完全燃焼、あるいは不十分な開閉によると認められるもの。風や圧力の強い、弱いによつてバーナーの一部がガスのままに噴出してゐるのを気がつかなくつた。これは入浴中の災害死に二、三事例が見られるのであります。あるいはまた、不完全な締め方であつたために、火は消えておるけれども、ガスが少しづつ漏れておるといふふうな事例もありまして。また、手入れが悪いために、ガスの穴が非常に小さくなつてしまつて燃焼が悪い。燃焼が悪いがガスが少しづつは漏れておる、こゝういふふうな事例が少くないようでありまして。これらのものは要するに使用者がこのように考えられるのか、器具の手入れが悪いのかいふことに原因しているように考えられるのであります。特にガストープにたばこの吸いがらなどを捨てたといふふうなことも、とかくこの燃焼を妨げて、ガスそのものが噴き出すような原因を作つておるような場合も多いようでありまして。ゴム管が古くなつて亀裂を生ずる、あるいは破損をするようなものをそのまま使用して、それがためにその場所からガスが漏れて中毒に至るといふふうな事例もあるようでありまして。ガス中毒による死亡者の状況を見ますといふと、年令的に見まして、幼少の者はほとんどないのでありまして。八才と五才という事例が各一件づつございましてけれども、これは年長者の者に多い。つまり、母親その他と一緒に死亡しておるといふ事例でございまして、年少者そのものが、ガスのためにみずからその中毒死

に至るといふたようなことは、少いようでありまして。年令別に見ますといふと、二十才未満の者が十二％となつております。二十才以上三十才未満が四六％、三十才以上四十才未満が一七％、四十才以上五十才未満が七％といふふうになつておりました。二十才台が一番多い。次に三十才台それから五十才台といふふうになつております。これはこの二十才台の者がガスに対する知識が比較的少く、取扱ひに不なれである、また、注意力が年長者ほど多くないといふふうなことに原因しているのではないかと。男女別については、特にいろいろ統計的に見て申し上げるようなことはございせん。職業的には、無職の者が多いのであります。これは家事に従事する婦人などが、その大部分を占めておる関係、従つて職業的には無職といふ数字で現われてくるわけであると思ひます。結局このガスの操作といふか、ガスの性能、知識といふものに比較的關係が、ガスの中毒に陥るような結果が現われておるのであります。ただ、外人が七名おりますが、これらはほとんど暖房の關係上、終夜ガスをつけておるといふような關係から、自然に中毒に至る場合が多いといふことのためといふふうな考へておるわけでありまして。

私どもの方の事故防止対策としては、いろいろそのたびごとに言つておるでありますが、結局はガスを使用する際に、細心の注意を払ひ、元せん、支せんを確実に締める。あるいはガス器具の取り扱いについて、ゴム管、ビニール管の老朽したものを取りかえておく。はずれやすい部面に特に

注意を払う。ガスの臭気は特に注意をする。最近被害者、その他からもしばしば言われるのでありますが、ガスのにおいというものが非常に薄くなってきた。昔は非常にガスというものは強いにおいがしたのであるけれども、最近のガスはどういう関係かあまりにおわない。そのために、つい漏出しておるのを知らないでいるといったような場合が少なくないというふうな、需要者側からこういう声を聞くのであります。こういう点は私もいろいろとこのとで、判然としたことはわからないのであります。一応そういう民間の声があるのではあります。あるいはまた、ガス漏洩の防止装置を備えるといったようなことも、これは確かに必要なことではないかと思ひます。また、最近では小鳥を飼うのが一番いいのだというふうなことを言われておる実情であります。最近ではガス中毒が多いところから、自然にこういうところまで民間の人たちが知恵を働かしてきていたのではないかと考えられる次第であります。以上申し上げましたが、何分このガス中毒というものについても、発生以前のことについては、私も何らタッチする権限を持たないものでありますから、調査といひましても、きわめて疎漏なものであります。御納得のいく点まで至らないかとも思ひますけれども、以上申し上げます。

○豊田雅孝君 ただいまの御説明で、過失によらないものが三十六人という数字をあげられたようであります。過失によらざる中毒者の原因というものは、どういふものであるかという点について、特に詳細な話が伺えれば、けっこうだと思ひます。

○参考人(近藤貞君) この点につきましては、ただいまもちょっと一つの事例を申し上げましたが、結局自分の部屋へ元々から支えが来ておる。その締め忘れとか、あるいはけい飛ばして、ゴム管を抜いてしまったとかというものは、明らかに自分の過失というふうな考えられますのでありますけれども、そうでない場合、自分は全然そういうことに気がつかないのだが、他の者が入ってきて、その元々、支えからゴム管はずしてしまったとか、あるいは器具が全然不完全であつたのを知らないでつたために、ガスが漏出してつたとか、こういうふうな自分が直接ガス漏出の原因をつたつたのではなく、他の原因によつてガス漏出の状態が作られた。こういうふうな認められたものを、一応その他というふうな原因にしたわけでありまして、過失とその他の間については、ある場合においては、どちらにとつてもよろしいというふうなものがあるのではないかと考えられる次第であります。

○豊田雅孝君 ただいまの警視庁からの御報告によりますと、臭気の問題が前々よりも非常に少なくなつておる。それがために自覚がしにくく、それらの結果、中毒事件が多くなつておる。中毒事件が多くなつて、小鳥まで飼わねばならぬというふうな事態になつておるというふうな御報告であります。聞くところによりますと、最近のガスには一酸化炭素が非常にふえてきておる。これはコール・ガスのみならず、水性ガスを添加しておることから来ておるのだということでありまして、どの程度水性ガスを添加したために、一酸化炭素が前等と比べてふえておるか、また水性ガスをどうして添加せざるを得ないようなことになつておるか、その他ガス会社側から、この中毒事件に関しまして、ただいま感じているところ、さらに、原因をどういふふうに見ておられるか、ことに過失によらざる場合の原因を、どういふふうに見ておられるか、そうしてまた、これに対する対策というふうなもの等につきまして、東京瓦斯会社の本田社長に御見解を伺いたいと思ひます。

○参考人(本田弘敏君) ただいま御指名を受けました本田であります。私は東京瓦斯株式会社の社長で、日本瓦斯協会の会長を兼ねておる者であります。最近におきましてガス中毒事故が頻りにおきて、大へん世間をお騒がせ申し上げまして、皆様方に御迷惑をおかけしておりますことを深く恐縮いたしておる次第であります。

本日は皆様方の御要請によりまして、中毒事故の実情並びにその対策につきまして申し上げる機会をお与へ下さつたことを、ガス事業者を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。私どもガス事業者にとりましては、毎日ガスを御使用になつておる大事な需要家の人命を失ひ、人命をそこなうというふうなことがございます。これはまことに耐えがたいところでございます。常日ごろからガスの漏洩につきましては、慎重な対策を講じて参つたのであります。

たとえば東京瓦斯におきましては、ガス漏洩につきましては、早くから特に漏洩事故受付票というものを備へつけておりまして、昼夜を問わず、直ちに修理ができますように、常に待機態勢をしておる。また、従業員に對しましては、ガスの漏洩処置に關しますパンフレットによりまして、特別の教育を行ひましたり、中毒事故防止に極力努力して参つたのであります。また、需要家の皆様へは、ガス御使用上の注意事項を流すことに絶えず心がけておりまして、ラジオ、テレビジョンによりまして、当社が毎月一回発行しておりますガス・ニュースという印刷物、これはただいま八万部印刷しております。需要家の御家庭へ直接郵送させていただきます。ただいまおきませんが、それらによりまして、その他ガス料金の計算書や領収書の裏側にいたしまして、注意事項を特にごらんを願うようにお配りして参つたのであります。特に、新規の需要家の御家庭につきましては、サービスカードと称します詳細なガス御使用上の注意事項を掲載しておりますものを配布いたしておまして、万遺憾なきを期しておつたのであります。それにもかかわらず今回のように中毒事故が、頻りにおきて、多数の犠牲者を出したというところは、私どもにとりまして返す返すも残念至極に存する次第でございます。全く泣いても泣き切れないというのが、偽らざる私の現在の心境でございます。

次に、中毒事故発生状況であります。が、昨昭和三十一年中に起りました件数は、全国で七十件となつておりました。その内訳は過失によるものが五十七件、地震その他によるものが十三件でございます。それによる中毒人員は死亡が四十四人、中毒九十九人となつております。そのうち東京瓦斯におきましては中毒件数が過失によるものが二十四件、地震その他によるものが三件、合計二十七件でございます。中毒人員は死亡が十三人、中毒は六十人を数えております。本年一月におきましては、全国で中毒件数が二十一件でございます。その内訳は過失によるものが二十件、その他によるものが一件となっております。それによる中毒人員は死亡が十八人、中毒が二十人でございます。このうち東京瓦斯におきましては、中毒件数は過失によるものが九件でございます。中毒人員は死亡十人、中毒九人となっております。大阪ガスにおきましては、中毒件数は過失によるものが九件、その他によるもの一件、合計十件でございます。中毒人員は死亡六人、中毒十一人となっております。二月に起きました中毒事故は、ただいまのところ、東京ガスのみ判明いたしておりますが、件数は過失によるもの十八件でございます。中毒人員は死亡十三人、中毒十六人となっておりますのであります。

以上のような事情でございますので、東京ガスといたしましては、一そう強力な対策の必要を認めまして、直ちに次の事項を実施したのでございます。

第一に、各営業所のサービスカーを総動員いたしまして、連日需要家の皆様へガス御使用上の注意を喚起いたしております。その他、営業所、派出所の店頭に注意の掲示を行なつております。

第三に、特にアパートに対しては、ガスぶろの換気につきまして注意を配り、配布いたしております。

しかしながら、以上のような方法ばかりで、なおその結果は十分とは申せませんので、さらに最後の手段といたしまして、当社の全従業員を動員いたしまして、去る一月の二十八日から二月十四日までの間に、全部の需要家の御家庭を戸別に訪問をいたしまして、ガス御使用上の注意を配り、配布いたしまして、御使用上の状況を承わつて、中毒事故の絶無を期したわけであり、すなわち、このような事態に対処いたしまして、私どももいたしましては、最も骨の折れる方法ではあります。従業者を総動員し、できるだけ短期間のうちに、従業員の手をもつて軒々需要家を訪問して、直接御注意を申し上げるという手段をとることにいたしましたのであります。ほかにも方法がないとは考えませんが、この際大事なお客様の命を守るために、これ以上手ぬるい方法を選ぶべきではないと信じたのであります。今その総動員の結果を申述べていただきますと、出勤延べ人員が一万一千三十九人、巡回件数が百四十四万九千九百九十九件に及びました。お申し出になりましたガスの受付件数が、三万二千五百四十六件に達したのであります。ただいままで、全部この受付事項は処理済みでござい

ます。私自身もこの総動員の期間中、毎朝八時半までに各営業所を巡回しまして、従業員を奮励いたしました。その際のあいさつの中に私は、この総動員によつて多少でも中毒の事故が減るならば、それはこの中毒によつて起きた気の毒な犠牲者の死をむだにしないで済む、その死がむだでない、ひいては災いを転じて福となすこともできるのではないかと、いうことを強調いたしまして、従業員の奮起を促したわけでありました。私自身も、去る二月の三日の日曜日に四谷営業所のまわりを五十軒ほど巡回いたしました。またま当日は雪が降って寒い日であり、休みであつたせいか、一軒々々の需要家から、ほんとうに心から感謝の言葉を述べていただきました。一般的に見まして、需要家の考え方も非常に慎重になつておられるようでありまして、ずいぶん需要家にも感謝され、また、各方面から感謝の電話なり、あるいは手紙なりをいただいております。状況でありまして、会社と需要家との関係というものが、この総動員によつて非常に密接につながつたといふこと、私は非常に喜んでおるわけであり、これは全く事故の防止と同時に、私どもの予期しない以上の副産物を、私は大きな収穫だつたといふことを考えております。

次に、事故増加のおもな原因として考えられますことは、従前はガスはほとんど炊事用としてののみ使われ、使用に習熟されてきていたものであります。最近ストーブあるいはふろ用、非常に普及されて参りましたので、お台所からお座敷なり、あるいはおふろ場なりに進出した結果、炊事用の器具に對するような軽い気持ちで、悪くいへば不注意な態度で、このような器具に接しておられるといふことが、事故の大きな原因ではないかと思ひます。具体的に申しますと、お部屋のガスの元を締め忘れ、ガス管を深く、かき、差し込まなかつたり、増設工事をなさんないで無理に長いゴム管を引張つてお使いになつたりしておられること、あるいはアパートの建築がふえるに従ひまして、換気孔の設備のございせん狭いお部屋で、心やすくストーブを御使用になつたりしておるものと、大きな原因ではないかと考えます。

さらに、ガス中の一酸化炭素の含有量の問題であります。東京ガスにおきましては、戦前におきましては六%から九%でございまして、ただいまでは九%から一八%と、約二倍になつております。この原因をいたしましては、戦前は大部分が石炭ガスに依存しておりましたが、最近におきましては、冬季における御使用量が夏季の約二倍にもなつております。関係上、コーラス炉によりまして石炭ガスだけでは、十分操作がし切れなくなつたといふような関係から、自由に調節のできません。ガス装置を併用いたしまして、冬季の最需期に對処しておるわけであり、油ガスといふのは、一万カロリーもあるハイカロリーであります。また、発生がガス、これは一千五百五十カロリーぐらいのものであります。そのガスを多く混合いたします関係上、一酸化炭素の含有量が増加しておるものであります。この趨勢はアメリカを除いて、世界各国のガス事業界の共通な状況であるようにござい

ます。今後に對策をいたしましては、東京ガスといたしましては、現在行なつております対策を、引き続き強化して復元いたし、ガス中毒の絶無をはかりたい所存でござい

第一に、需要家の皆さんのお宅の戸別訪問を強化いたしまして、より一そうガス施設、ガス器具の点検を行い、安全な使用法を指導するように努力いたすつもりでござい

第二に、ガスの新設や増設の場合に際しまして、印刷物をお手渡しいたしまして、同時に、当社従業員が口頭で徹底的に御説明申し上げるようになつてまいります。

第三に、ガス器具の改善研究に、一そうの工夫をこらしたいと存じております。

第四に、ガスの使用方法その他につきまして、通産省並びに東京都の御協力のもとに、それから小学校を利便して子供さんの頭にガスに対する知識を普及し、使用上の注意を、あまねく広めたいといふふうにも考えております。

さらに、当社といたしましては、次の事項が御当局においてお考えできないかというように考えておりますが、それはガス器具、また、器具の接続管につきまして、ガス事業者の試験をパスした検定品以外は、使用者が勝手に使用できないように、それから次に事業者からの注意、いろいろな危険なやり方を注意しまして、なかなか聞かされていただけませんで、その場合は特にガス事業法により規制していただいて、事業者の注意を聞いてもらうように取り締りをしていただくというところが、私は必要があるといふふうに考えます。現在全国のガス事業者は約二百七十四万戸という膨大な数に達しておりますので、この全需要家の皆さんにガスに対する知識を十分深めていただく、危険のないように注意して御使用をお願いしたいことは、これはなかなか容易ならぬ困難な問題だと思ひます。しかしながら、私どもガス事業者といひましては、あらゆる努力を傾注いたしまして、この目的達成に全力を尽す覚悟でござい

第五に、この上でも何かと御指導御鞭撻下さるようお願い申し上げます。

なお、お手元に資料を差し上げてござい

さば大へん幸いだと思います。

なお先ほど、においの問題についてお話がございました。これは私どもとしては、別に戦前よりも、においはそう薄くなつたとは思ひます。

○豊田雅孝君 今臭気の点について日本ガス協会なり、あるいはガス会社としては、臭気は減つておるというふうには考えておられぬとお話してありますが、現実には臭気は戦前等と比べて減つておると、各方面で言われておるものであります。これは一酸

化炭素がふえてきた、要するに戦前等に比べて一酸化炭素の含有率が倍加しておるといふ点と、臭気の減つてきておるといふことが、成分的に関連があるのではないのでしょうか。その点を伺いたいと思つております。要するに、石炭ガスだけでいった場合には一酸化炭素が少なく、しかしこれに水性ガスを量的にふやすために添加したりすることから、一酸化炭素がふえるが、また、それだけに逆に臭気の方は減つてくるということが当然出てくるのではないのでしょうか。

○参考人(本田弘敏君) 技術上の問題でありますから、私の随員の中沢常務に御答弁お許し願いたいと思つておりますが、よろしくごさいいますか。

○委員長(松澤兼人君) いかがでしよう、正式の参考人は先ほど読み上げました三人でございいますけれども、技術的な問題について説明を聞くことは差しつかえございせんか。よろしくごさいいますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) じゃ中沢常務取締役。

○参考人(中沢克己君) ただいまの二つの問題につきまして申し上げたいと思つていますが、最初の一酸化炭素の増加している問題につきましては、先ほど社長からお話し申し上げましたように、各国の趨勢が、生産方式におきましては、原料炭特に粘結炭のショウトから一般炭あるいは低品位炭でガス化するという方式に移行しつつありますので、従いましてこういう石炭を前提としてガス化しますときには、勢いガスは低熱量となり、また、一酸化炭素が必然的に多くなつてくるわけござ

います。私の方の生産方式におきましても、先ほどお話がありましたように、ピークの解決策として、ピーク時には石炭ガスのほかにオイルガスを併用しておりますので、これを規定の三千六百カロリーに調整いたすためには、発生炉ガスを使つております。その関係で先ほどお話がありましたように、戦前の約二倍近い一酸化炭素があるわけですが、しかし、これは英国あるいはドイツあたりのガスと比較いたします場合に、英国の例から申しますと、多いときには一酸化炭素が三十五%くらいになっておりますし、またドイツにしましても、少いときでも一二%、多いときには二十数パーセント以上になっておりますので、東京ガスが現在ピーク時に供給いたしておりますガスよりも、一酸化炭素の量はむしろ英国、ドイツの方が多いような状況でございいます。

それから、においの問題でございしますが、これは各国とも、においをつけておる国はございせん。大体石炭ガスあるいはオイルガスそのものは、においを持つております。これで十分感知できると思つておりますが、各国とも今申し上げましたようにやつておるにしろ、私の方といたしましては医学的にいろいろ、締め切った部屋あるいはその他で実験したデータもございしますが、まあ男と女で多少の感知する時間に相違がございしますが、それにしましても、現状のガスで一分二十秒とか、あるいは一分三十秒程度で十分感知しておるのであります。たまたま風呂場等ではスチームで希釈されておりますと、においの感知も多少おくれ参りまして、これが約一分くらい普通の場

合よりも感知の時間がおくれておるようでございいます。これは実験上の問題であります。これは実験上の問題です。のは、大体眠つておるときは臭気が麻痺しておりますので、戦前のガスにおきましても、中毒事故というものが、全然なかったわけではないのでございまして、この点から申しますと、注意をさしていただければ、十分感知できる、においになつております。このにおいをつけるものには、特別な付臭剤もありませんが、実際に付臭しておる例は、外国にもございせん。われわれの方では現在これを一部に使つてはおりますが、これは日常供給しておりますガスには使つておるではありませんので、たまたま新しい導管を布設いたします場合に、御承知のようにまず第一に圧力のテストをやるのであります。が、圧力テストの結果、埋設をした鉄管の漏洩個所の発見が困難であります場合に、そういう強力な付臭剤を入れます。現在でもやつております。しかし、古い鉄管は鉄さびがございまして、この付臭剤は鉄さびに吸収されまして普通の量を入れましては、なかなか感知しにくい結果も出ております。こういうものは日々入れますことになりまして、これまた大へな費用になりますので、大体一立米当り五円くらいかかるのではないかとと思つておりますが、実際外国でもやつておるにせよ、われわれのガスも、においがいいわけではないのでございまして、現状におきましてはこの程度のおいならば、注意していただければ一向差しつかえないのではないかと考えております。

○豊田雅孝君 ガス会社当局の方で

は、危険だということに対するPRについては、非常に努力をしておるわけのようでありまして、また、従つてそれにも経費は相当かかつておるだらうと思つておりますが、むしろこの一酸化炭素を緩和するというようなことであるとか、あるいはそれができないならば、臭気をつけるというような、原因の排除、それ自体の方に努力せられしかるべきじゃないかという感じがするわけですが、これについて、ガス協会なりあるいは東京ガス会社としての御見解はどうでありますか。

○参考人(本田弘敏君) これはなかなか大きな問題でございまして、ただいまも御説明申し上げましたように、現在の状態では、油ガスを使わないで石炭ガスだけによるということになりますと、原料炭自体の面からもちよつと不可能に近いこととございまして、さらに原料炭がかりに手に入るとしましても、この経費の問題、これは相当また高くつくことになつてくると思つておりますが、一応は計算はしてあります。結局、においをつけるということも、今中沢常務から申し上げましたように、私ども戦後非常に道路が爆弾のたぬ破壊され、漏洩が非常に多かつた時代に、危険度が多いというわけで、一部に付臭剤を使いましたが、相当やばい経費が高つてしまつて、とても使えないのであります。これはにおいの面からいいますと、一酸化炭素の多いという面からいいますと、これを使うことによって、結局製造原価が今よりもはるかに高くなり、さらにだにガス料金の問題というようなことになるといふことを、われわれはおそれております。これはそれよりも、でき

得べくんば、一部の人々の不注意なために、全般的にガス料金を上げなければならぬというようなことがあつては、私は困ると思つております。そういう製造コストはできるだけ安くして、ガス料金問題に、なるだけ波及しないように努めますと同時に、一方今の中毒事故の絶無を期するように、われわれとして最善の努力をはかるという、これが現在としてわれわれの取るべき道じゃないか、そういうふうに私は信じております。

○豊田雅孝君 一酸化炭素が初めから今の程度あるので、使用者の方で非常に危険だというふうな、初めからなれてきておると、これほどのことはなかつたと思つておりますが、戦前に比べて一酸化炭素の含有率が二倍にもなつてきている。要するに急に危険度が増してきておるといふ点から、いろいろ問題も出てくるだらうと思つておるに、そういう点で生産コストの關係もありまして、少くとも臭気を添加することについての研究、これもなるべく経費の少い行き方によつて、この臭気を付加していくというやうなことぐらひは、御研究になつていないのじゃないかというふうな思ふのであります。またこれは、研究よりも、ほんとうにやろうと思へば、経費のかからぬ行き方も、急速に実行もできるんじゃないかというふうにも思ふのであります。その点はいかがでしようか。

○参考人(本田弘敏君) 先ほどお答え申し上げましたのは、現状についてでございまして、ただいまの御示唆のやうに、今後われわれが一酸化炭素を減らす面、あるいはにおいをつける面、

これはもちろんわれわれ業者として十分研究し、経費が安くできることなら、何とかそういう中毒事故の少くなるような方法を、もちろんわれわれは選ぶつもりでございます。

○豊田雅孝君 次には、ガス用器具のことについて質問をしたいと思うのであります。これはガス協会なり、あるいは器具関係で昭和重機株式会社の吉井社長が見えておるようでありまして、両方なり、あるいはいづれから、お答え願ってけっこうだと思ひます。

聞くところによりますと、ガスぶろのバーナーが、どうも不完全なものが多いいんじゃないか。要するに不完全燃焼をするようになっておると言つては、語弊があるかもしれませんが、完全に燃えない場合が相当ある。また、消えやすいというようなことを聞くのであります。このガスぶろバーナーについて、改善する必要があるやなしやという点。

それからもう一つは、ビニールのパイプが危険だということ、先ほど警視庁の防犯部長からお話があったのであります。これはビニールの管ははずれやすい。これは言うまでもないことでありまして、こういうものを放置しておいていいのかどうか。それからまた、ゴム管にしまして、ただ今さすだけになっておるようでありまして、そうすると、老朽化するという、はずれやすくて危険だ、漏れるという、うなことが出てくるのであります。これについては、むしろパイプにネジでもつけて、そうしてはめ込み式にいくような行き方に、ガス用器具の規格を制定していくような必要があるんじゃないかという点等も考えられ

ないかという点等も考えられるのであります。要するに、この最近の中毒事故を見ますと、あるいはネコがいたずらしてパイプをいじつたのじゃないか、その結果中毒死が出たんじゃないかという点と、新聞紙上に出るのであります。ネコだネズミだというように、原因になるという点、これは非常に問題じゃないかと思ひます。こういう点から、ガス用器具の不完全なものを完全化すると、その必要であることは言うを待たぬと思ひますが、いかにしたら最も適当な措置だということになるか、そういう点について伺いたいと思ひます。

○参考人(本田弘敏君) 私の方からお答え申し上げます。先ほど一般的の説明に申し上げました通り、今御指摘になりましたこのガス器具による不完全燃焼ということ、は、まあありがちなことです。これはもう会社へ納品しますものは厳重なテストをしまして、その上で東京ガス株式会社というふうなマークをつけて売っております。この分については、私は万々間違いないと思ひます。ただ業者が納めます場合、約三割程度ぐらひは不合格になるのです。それで、その不合格になったものを、さらに直して持つてくる良心的な業者もありまして、中にはそのままこれを一般市に流すというふうなものもなきにしろあらずでございます。私も、私どもがたまたま方々へ出かけまして、販売柄どもも不燃焼のなにかがある、くさい。マークを見ますと、これが会社のマークの場合が相当多いのであります。これはまあストーブの場合、ふろの場合、ふろは大体ふろ商が扱っております。ガスは少いのですが、ストーブの場合はここにそれが多いと思ひます。それから接続管の場合につきまして、たまたま御指摘がありました。ゴム管につきましても、やはり会社は厳重なテストをいたしましたものを、ちゃんとゴム印なんか押しまして、いついっかのものだという、それを売っております。ところがお客さんとして、ゴムの管を買ったために、わざわざ派出所なり営業所なりに足を運びになるといふことが、ちよつとめんどくさいといひますが、そういうことで、結局近所の荒物屋や何かから、ゴム管を買ひになる場合が多いのです。これは値段も、会社の品物がメートル五十円でございますが、荒物屋あたりで売っているのは八十円から九十円で、値段も高いのでございます。あえて高いのを買いに。これは新品の場合、それはそうありますが、それが何年かそのまゝお使いになっておると、これはやはり亀裂を生じたり、自然とそのままにしておいても、においが漏れるというふうなこともまああることでございます。

それからビニール管でございます。これは伸縮性がございまして、伸びたら伸び縮みして縮まない。これは私が先ほどお話ししました総動員に参加しまして、あるアパートを回りました。ちよつと若夫婦の部屋でございまして、ガス屋さん見てくれというから見ました。ビニール管を使つておりました。それが踏んだか、長く使つたのか、へこんでいるのです。それで危険この上もない。私がこれは危険で

すから、取りかえて下さいと言ひましたところが、私は三日に参りました。二月十日でなくちや給料がもらえないから、だめだというふうなことで、それじゃ私の回つたところで、事故が起つたのでは大へんですから、私立てかえまして、これは螺旋管が二米二百五十円、ゴム管が一米五十円、合計三百円でございまして、これも一巡しましてお届けしましたが、そういう危険なビニール管をそのままお使いになつておる向きが相当ございまして、これは総動員の結果、お取りかえ願つたものが相当に上つております。少くとも現在においては、ビニール管というものはガスの使用には適当でないといふことははっきりしております。ただ、体裁が赤いゴム管よりはよろしいものですから、お座敷のストーブなんか、まだまだ相当ビニール管が残つておるのじゃないかと考えております。これはまあ今後の私どもの巡回によつて、そういうものを早くなくしたい。根本的な問題は、そういう悪い器具を使わないという、先ほど申し上げました取り締りの規則でございます。それからまた、こつちの言うことを聞かないで、長いゴム管を使つて、場合によつては下から二階までゴム管を引つぱつてお使いになつておるといふような、危険の上もないものもありまして、これは増設をおすすめするといふことは金がかかるので、なかなか承知していただけません。そういう場合に、長くして使う場合の制約というものをわれわれの口からではなくて、何か一つの法文化して取り締るといふようなものが、ぜひほしいと私も思つております。これは私も会社として

の立場から申し上げるわけでござい

ます。

○近藤信一君 ただいま豊田委員の御質問がありました。器具の問題、先ほど社長が従業員を戸別訪問させて、そうして非常に指導等に當つて感謝されておると、こういう御意見を話されたが、現実の問題は、だいたい違つておる問題もあるのじゃないかというの、今もお話しした通り、犬が、け飛ばした、猫が、け飛ばした、ネズミがどうこうしたといふことで、器具が簡単に口がはずれてしまふ。そうして寝ている間に死んでしまふといふことが、新聞等にもしばしば報道されている。戸別訪問されて指導に当られるといふことがあれば、そういう点などを十分に指導すべきじゃないか、こう思ひます。問題は簡単に、あつたような機械、これは元々です。この前新聞に出ておつたやつを見ますと、元々のところに穴があつて、ネズミが入りまして、それをネズミが、け飛ばして、簡単にあいてしまふ。こういうのは器具の問題じゃなくて、器具の先についておるネジの問題だと思ふ。そういう問題なんかも、もつと改善する余地が十分にあるのじゃないかとわれわれは考える。そういう点について会社側として戸別訪問されて指導に當るといふような、御熱心に指導されておるようでございまして、そういう点をもつと気をつけてやられた方がいひのじゃないか、私はそう思ひます。

それからもう一つは、よく一般の家庭に行きますと、供給の管が、とにかくお勝手場は塩気を扱うものですから、鉄管がさびてぼろぼろになつてお

るところがよくある。それから供給管が軒下を回っておるわけなんです、そういうところもさびてだいたいぶんぼろぼろになっておるところがあるわけでございます、そういうものについて、ガス会社は一向考慮しないわけですが、それから地下に埋っておる供給管について、何年たつて取りかえてくれるのか見当もつかない。掘出して見ると、ぼろぼろになっていのがだいたいぶんぼろ。こういった点、ガス会社は供給管の耐用年数はどのくらいに考えておられるか、またそれを何年くらいにガス会社は自主的にこれを取りかえるということをやっておられるかどうか、一向に取りかえるというのを私は見たことがない。そういう点、まことにガス会社がりっぱな方針で、先に御意見が述べられたような、そういう点なんかに私どもは欠陥があるのじゃないかと、こういうふうに考えるわけなんです、そういう点を一つ明らかにしていただきたいと思ひます。

○参考人(本田弘敏君) 御注意ごもっともでございます。総動員に際しましては、短期間の間に、できるだけ早く一巡したいというのでございまして、それで、ピラを持って参りました、そうして御使用上何か不十分なところ、何かいけないうところございせんか、一応お伺いしまして、それでお客様の言葉を拝見したわけですが、先ほど私がピラ管を見たのも、向うで見てくれとおっしゃるから見たわけでございます、全部そのとき上って、すべての器具の実情を点検したわけではございません。先方さんの申し出によりまして点検した場合でありまして、むしろ、

だからおっしゃらないところに、あなたのおっしゃったような、無関心な方は実際何でもないと思つていられるところに、網根がそこにひそんでいたことと私は思ひます。これはだから一巡いたしました上、今度回りますときは、件数を早く一巡しなくてもいいというような建前から、念入りに各現場を点検いたしまして、そういうことをしたいと思ひます。総動員の場合は、もう早く一巡して悪いところを早くなしたい。こういう中毒を防ぐためにわれわれ回っているのだから、おっしゃって下さいというふうなことをお客さんに申し上げて、それで向うから、じゃこれを見て下さい。これをどうというふうな、それを一々われわれは回つたわけ、点検し、また自分たちにはできないところは伝票を発行し、あとで行つて修理してもらつた。お客さんが黙つていらつしやるところは実際は現場を拝見していないのでござい

ます。そういうところ、むしろそういう無関心なところに今申し上げますような網根がひそんでいたわけなんです、そういうことに気がつきまして、今後回りますときは、実際数は少くても、その場で修理のできるような工具をできるだけ回して、回つた以上はあとは何も悪いところが起らないというふうなやり方ではないかと思ひます。

○近藤信一君 今ピラを回して注意喚起するというようなことを言われておるのですが、ピラをもらつたからつて、そのピラを一々詳細に読んでおるというふうな家庭の主婦は非常に少ないと思ひます。そうして宣伝のためにガスぶろが便利だから、ガスぶろを引

けとか、ガスを何とかやれやれという宣伝は、私もよく新聞の織り込みや何か、ピラをよく見るわけなんです。それでふろでも、ガスぶろにすれば、燃料がどうかとかが安いかから、ガスぶろは便利だという宣伝はよく聞きます。実際に今ガス風呂の先ほどお話しも出ましたが、家の例をとつて見ても、ガス風呂のかまについている煙突、これは非常に短いもので、ね。そしてこれが今外の方にガスのかまが出ておるならいいが、ほとんどの家庭は、部屋の中でガスぶろをたくようになつておるのです。そうすると、あの煙突から排気ガスというものが、くさい黒いやつがもうもうと出て、非常に部屋の中にガスが充満するやうなことがあるのです。私も、ときどきそういうことがある。そこで私は煙突をもつと延ばして、外へ出さなければだめだぞと家で言つておりますが、煙突がちよつとついただけでガスを御使いなさいということ、そのままでやつておると、ガスが部屋の中に充満してくるという例がしばしばあると思ひます。あなたの方でも集金は丁寧にやられるわけなんです、集金をやられるついでに、ガスの器具の故障とか何とかいうやうなことをやられたら、僕はよほど合理的にいくのじゃないかと、こういうふうに思ふのであります。

すが、集金はただ集金だけの役目で、金をもらいにきましてと言つて、もう帰つてしまふ。そういうことでは、指導にも何にもなりませんから、そういう点、もっと合理的にやる方法はないかと考えるのですが、その点いかがですか。

○参考人(本田弘敏君) 一々ごもっともな御注意をいただきまして……指導員についての御批判について私申し上げます。これは先ほどから繰り返したので、一々現場を点検しなかつた。全部ことごとくしたわけではございません。ただ、これに對しまして私ほんとうにお客さんがいかに喜んでいただけるかという実例を二つばかり申し上げます。私は、東の営業所へ参りましたときに、営業所長が、先ほどお客さんから電話があつた、どういふ電話かという、今まで自分はガス会社というの、独占事業で大へん横暴だと思つていたが、きょうは総動員で中毒防止に回つてきた人は、実に親切丁寧に中毒防止のことを教えてくれた、私はこれでガス会社に対する認識を改めた、きょう回つてきた人を探して表彰してくれとそういう電話があつたというやうなところ。それから直接私に向島辺のある主婦から手紙をいただきまして。これは、中毒防止のフィッティングのこの図面を書いてあります、それが、それでまあこういうようにしたらどうかというこまごまとした注意事項、これはほんとうにいかに関心を持つていただいたかというやうなところ。これはもう総動員の私は付帯的な効果じゃないかと……これは総動員に對するお話でございます。

それから今のおふろに對するお話でございますが、これは完全燃焼をいたしますれば、短かい煙突で十分なのでございませう。それがくさいとかそれから目にしみるというやうなことは、不完全燃焼をしている結果でございます、完全燃焼さえすれば短かい煙突でけつこうでございます。ただ、今御指摘がありましたように、アパートあたりですと、ふろ場も狭くなりますから、あるいは排気がこもりやすくと、炭酸ガスがふえて、あまりこれは健康上もよくないと思ひます。だからそういう意味からいまして、できるだけ煙突を延ばして外へ出すやうなふうに改めたいと思ひます。そうすれば、かりに火が消えても、生ガスが出ましても、その煙突を通じて外へ出ますから、中毒死というやうな事故は防ぎ得るのじゃないか。まあ要するに、いろんな点で私ども現在の器具が不完全とは決して思つておりませんが、より以上いい器具をこしらへ、また事故を防ぐというやうな線にはもちろん努力していきたくと思ひます。

それから集金の点でございます。これはまあ検針、集金に限らず、月一回は必ずお客様のところへ回るのでございませう。だからそのときに、検針票にガスの使用上の注意事項、ほとんど最近では中毒防止に對する注意のことを刷つてありますが、仰せの通りこれは毎月一回は回るのでございませうから、それを非常に合理的に活用いたしまして、会社の業務のやり方、あるいはその中毒防止を全般的に一つこれを行うまで運営していきたくと思ひます。その御注意に對して、十分注意いたしております。

○委員長(松澤兼人君) 近藤委員から、ガスの導管で、外の供給管で、すね、ずいぶん腐食しておるものもあると思うが、それをどういうふうに取りかえ……

○参考人(本田弘敏君) これは会社でちゃんと巡回カードというのがございまして、その管が入った年月がわかるようになっております。それによりまして、その管、場所によりまして必ず腐食の程度……下町の水気の多いところ、あるいは海岸の塩分の多いところなんかは、腐食する程度が早いございまして、大体何年間たてば、これを取りかえるという一定の基準が会社としてございまして、それによってやっております。これはお気づきにならないかと思ひますが、飛び飛びにやっておりますから、新しく引いたときから何年たつたらというふうな基準に基いてやっておりますから、お気づきになっていないかも知れませんけれども、一方でこれは飛び飛びにその期限が来れば、必ずやっております。それでなくちゃ第一会社自体としても、危険その上ないこととございまして、この上と……

○委員長(松澤兼人君) 吉井参考人から器具の方の点で……

○相馬助治君 ただいまの、豊田、近藤両委員の質問に関連して二つ私は伺つておきたいと思うのです。一酸化炭素を少くすることがいろいろの形から、いろいろの状況から現在不可能だとすれば、予防という点で金さえかければ、こういうふうな器具が発明されてくるとか、あるいは金さえかければ部屋の中に自動火災報知器のようなしな……

てくれば、にわかに音響を発するといふようなしなけみないな機械等が町の発明家とか、あるいは会社においてできているというふうな状況があるかどうか、これをまず私は一点伺いたいのです。そういう発明はあるのだけれども、費用の点その他もつて、そういうことはただ理想論で実際にはできないのだと、こういうふうなふうな状況にでもなっていると思ひます、一つ実情をお聞かせ願ひたいと思ひます。というの、先ほどの実例に出た浅草の問題のように、豊田委員が指摘したように、元せんにを締めてしまったところから、元せんのお客さんは知らないで、元せんにをあげた、そういう場合に……

かに、初めてガスが出たときに大音響を発するといふようなしなけみないな、か……にあるとすればおやと気づく、そういうことは可能なんだけれども、費用の点で、できない、こういうふうな点で、か……の点で、その辺の実情を私は本田社長から聞きたい。

ついでにもう一点聞きたいことは、先ほどゴム管を長くすることを禁止するような規則でもあれば云々とちらつとおっしゃったが、本田社長並びに近藤さんは、ガスの問題に関連して、何か国会あたりで立法措置でも期待する……

どうか。立法措置を、ガスのそういうふうな問題に対して、また、そういう立法措置なんかやられたら、ガス会社としてはとても料金にはね返って大へんになるというふうにお考えになるのかどうか。その辺もさつぱらに意見を聞かしていただきたいと思ひます。

○参考人(本田弘敏君) 別にガス料金……

はそのためにはね返るとは私は考えません。立法措置をとられましても、つまりなんでもございましょう、悪いガス器具を使わない。つまりガス協会ならガス協会、あるいはガス会社ならガス会社の検定済のものとなくては、使つちやいけないというふうなそういう立法措置をとられて、決してそれが直接ガス料金をね返るというふうなことは考えられませんか。

○相馬助治君 もっと進んで、ガス会社に対して制限事項が出てくると思ふのです。ガス会社はこういうことをしなければならぬ。これだけの工事をこなしなければならぬ。それから腐朽箇所を巡視して正確に見つけな……

いときは、公益事業としてガス会社の社長は譴責されるというふうなことが出てくるかも知れませんね立法措置としては、そういうふうなものは、今……

そういう立法措置をやらねば大へんだとおっしゃられるのか、それとも……

んなに人が死んでいるのだから、むしろこの際、通産省あたりに考えてもらつて、立法措置くらいは必要だとい……

うふうにお考えかどうかということ……

私はお伺ひしている。

○参考人(本田弘敏君) 立法措置と申……

しまして、共存共栄の精神に基いた……

程度の立法措置であつてほしいと思……

います。私は、現在の、こう多くあ……

では何かの立法措置が必要じゃないか……

というふうなまで考えております。わ……

れわれもできるだけのことをやつて、……

しかもこういふふうな朝晩の新聞を見……

は、私はほんとうに朝晩の新聞を見……

ラジを聞き、實際身を切られるように……

つらうござい。きのうの朝もラジ……

オで、顔を洗つてるときにやつてお……

りました。どうしてほんとうにわか……

りたくないのかと、つくづく情なくな……

ります。

○委員長(松澤兼人君) 発明の問……

題……

○参考人(本田弘敏君) これは中沢君……

に一つ説明させていただきたいと思……

ます。

○委員長(松澤兼人君) それでは中澤……

技術担当重役にお答えいただきます。

○参考人(中沢克己君) ただいま安全……

装置のお話がございましたが、御返答……

申し上げますが、安全装置に關しまし……

ては、会社でもアメリカのペローとか……

ハイメタル等の手持ちがあるの……

待っていますが、この装置をつけること……

を期……

待して用意しておるのでござい……

ますけれども、これは非常に値段がかさ……

ますので、お使いいただけないのが現状……

でございます。

それからさつき近藤さんから、……

コックがネズミであつたといふ……

お話がございましたけれども、これは……

私が申し上げないでも、皆さん御承知……

かと思ひますけれども、会社のコック……

すので、これを持ち上げま……

コックはあかないようになつて……

すので、新聞にちよつと出て……

たけれども、われわれの方では考……

えられない問題だと思つてお……

たのでござ……

それから、これは安全装置では……

ありませんが、ゴム管なんかもさ……

きお話……

が出ましたが、東京瓦斯の販売にな……

つておりますのは、市販のゴム管と比……

べ……

まして非常に肉も厚い……

ござい……

ますし、膨張力、ひずみ、伸張力は試験……

の結果は違つておりますので、われわれ……

の方のものをお使いいただければ、安……

心ではないかと思つております。

また、皆さんにお渡し……

でございます。

けれども、ゴム管をクリップでとめる……

ような金具をいたして……

ゴム……

管をはめたあとにさらにそれをつけて……

いただければ、実際は……

ずれないの……

であ……

りまして、もつともそれがなくて……

二……

センチは……

ただいまは……

は……

きまして、今度は……

刃物……

で……

切りま……

せん……

と、は……

ずれ……

ない……

にな……

つて……

お……

り……

いった問題があるわけでありまして。それから最後には、その器具を使用するときの静的な、スタティックな条件があるかと思っております。ガスの性質上の問題は、先ほど来いろいろ御検討があったようでありまして、測定義務を課しておらないのは、これは実は一酸化炭素は、本来ならば燃焼を助ける、ガスとしてはむしろ何といひますか、ある程度要する要素でもありまして、これを測定いたしまして、何パーセント以下に押えるということ、これは現在のガス事業の、何といひますか、規模、あり方からいひまして、むしろ自己撞着にもなるかと思っております。法令の方が今御指摘がございましたから、ごらんになればわかりますように、何パーセントという数量をこしてないかどうか、検査することになっております。単純に何パーセントあるかという程度の検査とは違ふようでありまして、この点ばかりに指定いたしまして、おそろくそれをええるからガスの供給を制限、停止云々ということには持つていけないかと思っております。

それから着目の問題、これはどの程度効果があるかという問題に実はなるかと思っております。先ほど来お話がありましたように、最近の事故が就寝中がほとんど大部分、ふろ場における事故等におきましては、あるいはある程度効果もあるかと思ひますが、反面炊事用具等におきましては、臭気等の問題が、どういふふうな需要家の便宜に關係するかという問題がございます。これはもう少し検討させていただきますかと思ひます。

それから御指摘ありました器具關係

であります。これは実は現在の一番盲点になっております。従来の事情はよく存じませんが、とにかく現在器具關係は、ガス会社あるいは製造家が自己検査する等以外には、抜けておりません。強制的に手を打っていない。これは私たちが少し立入って検討いたしたいと思っております。やり方でありまして、これはもう少し検討しませんが、何とも申し上げられませんが、御参考になるかと思ひますが、電気の方は、むしろ危いという建前から、比較的嚴重な検査をやっております。御承知のように電気用品の取締規則がありまして、電気試験所あるいは電気協会の最初につけております人の能力、あるいは設備等を見まして製造免許というのを行います。その次に、具体的な用品の規格、性能等につきて形式承認という制度をもつてやつておりました。ただ電気につきては、実はまだ抜けておりました。販売面が放置されております。今度の電気事業法の改正の面におきましてその点をどう扱うかという点が、今検討中の段階であります。いずれにいたしまして、ガスの方はその点が放置されておりました。これは何か有効な措置をとりたいと思っております。ただ、急速に間に合わないかと存じます。その点は御了承願ひたいと思ひます。

それから最後に、そういうふうな器具等を具体的に使用する場合の状況についての規制であります。これもまあ一つの例をあげますと、今申し上げましたような検定なり検査なり等を行ひまして、不合格な品物は使っちゃいかぬという規則をかりに作りまして、それが実行できるかどうか、これ

は非常にむずかしい問題であります。先ほど申し上げましたような多数消費者の關係のものでございますので、ただ規則の作りつばなしになる危険性もございまして、これも御参考で恐縮でございますが、あるいは電気の方で一部考えておりますが、そういうふうな器具を、つまり不合格品の器具あるいは特に長いゴム管というふうな不正常使用をいつてもいいと断ることができるといふような措置ができるかどうか、ガスの供給規定でそういうふうなことをうたつて、これを実行し得るかどうかというところが、やや実効的なところだと思ひます。これは電気でも、一部そういう考えて考えておるところがございます。ただ、これには相手の使用者の方の承諾がありません、むやみに人のうちに侵入するわけにはいきませんので、つまり家宅侵入の問題がございますので、その辺の問題さへ片づきますれば、あるいは実行……ことにガスの方ではいろいろ利用家を個々につかんでおりますので……（進行、進行）と呼ぶ者あり）大体これで終りますが、そういうふうなことで検討中でございます。

○豊田雅孝君 今の測定義務の問題であります。これは現在の法令を自己身に追加するというようなことだと、今の説明でうかがえるのですが、そうでなく別途にやられたら、私はいのじやないかと思ひます。要するに測定義務だけ、一酸化炭素についての測定義務を課していく、一定限度以上になつた場合に、製造、供給を禁止するという

ことじやない行き方ではないかと思ひます。その点で一つ研究してもらいたいと思ひます。その点についての御意見と、それからもう一つは、今のガス用具の問題については、これは取締り法規を作るといふことをぜひともこれは研究してもらいたいと思ひます。ことにビニール管というものは危険だとはつきり言われておるのだから、これについての製造、販売についての特殊の取締りをするといふことぐらいは、少くとも必要があるのじやないか。あるいはさしあたりこのところ、検定制度をやる行政指導を即時にやるといふことについて研究してもらいたいと思ひます。その点についての意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員（岩武照彦君） あとの方の検定の問題は、正式の検定となりますと、これはいろいろの制度上、予算上の問題がございますが、何かもう少し適切な即効的な方法がないかというふうな点から、検討したいと思っております。それから法令の改正の問題は、御指摘の要点であります。現在の法令の改正問題が起りますが、実はそれだけで効果も上らないかと思っておりますので、もう少し何か方法を考えたと思っております。

○阿具根登君 参考人の方の御意見をお聞きしておつても、あるいは今度は事業局長のお話を聞いておつても、一つもこれはということはないんであります。たとえば参考人の方の御意見を聞いておられますと、英国において、あるいはドイツにおいて一酸化炭素は多いんだ、日本は一八%になつて戦前の倍であるけれども、まだ少ないんだ、

こういうような意見をお聞きいたしました、外国の家庭と日本の家庭とは比較にならないであります。寝ておるうちにほとんど死んでおるといふことを考える場合には、私はそういう考えではないかと思ひます。もう一つ、局長のお話を聞いてみても、一番大事な一酸化炭素の問題については、何にも手が打てない、こういうお話をしておられる。先ほど豊田委員からも言われたので、言う必要もありませんが、管のことを言えば家宅侵入になるとか何とか……、そういうことじやなくて、もっと真剣に一つ取つ組んでもらいたい。ビニールというものを言われたんですけれども、それだけビニールが危険だと業者が言つておれば、それを許可しておる当局は、これに対してはどうするんだというふうな考へがあつてしかるべきだと思ひます。これだけ長い時間を費して皆さんの御意見を聞いておつても、結局使用者が悪いんだと、使用者が注意さえてくれればこういふことではないんだという結論にしかならないと思ひます。器具に対してはその通り。あるいはいよいよガスの内容に対しては一酸化炭素があつても仕方がないんだ、こういうことになつてくると、結局使用者が注意せよ、こういう結論にしかならないと思ひます。われわれはそうではなくて、もっと大衆を相手の大衆が朝に晩に接してあるものであるから、何とか方法はなにかというふうなことで、われわれはこういふお尋ねをしておるものだと思うのであります。だから当局の方でもどういふ点をどうするんだと、たとえばビニールの問題ならビニールだけの問題でもいいが、ビニールのガス管を使つちや

いけないとか、こういうガス管を売ってはいけないということが出来るのかどうか。そういうことをしてでも、人命の問題であるから、もう少し積極的に取っ組んでもらいたい。たとえば石炭以外でガスを作る場合に一八％になるならば、日本の家屋の状態から見ると、これは危険度大過ぎる、だからこれができるようにするにはどうすればいいの、また、会社の事業面から見てみれば、このガスを作る場合に一酸化炭素を技術的に抜くことが出来るのか、できないのかという点を掘り下げて私はお聞きしたいと思うんです。そういう点について、局長の方から一つ確信のあるお考えと、また、業者の方からも、先ほど豊田委員もおっしゃいましたけれども、ただ営業面とかいうのではなくて、もっと根本的な問題で、これはどうやらないと思ふんだけれども、やれないんだと、いわゆる一酸化炭素の問題について、御意見があればお伺いをしたい、簡単にけっこうであります。

○政府委員(岩武照彦君) お尋ねでございますが、一酸化炭素の量を減らし、併給する方法は、技術的にはないんじゃないかと思つております。

○阿具根登君 できない……。

○政府委員(岩武照彦君) ええ、私の了解している範囲では、あるいはあるかもしれないが、私はそう思つております。

それから器具の販売禁止の問題でございますが、これはガス専用の器具は、あるいは製造使用等はある程度やれると思ひます。ただガス専用でない、ことに一番問題を起こしますのは管でございます、これは水道管、その他の

管と大体同じようなものでありまして、これも使用禁止といひましても、まず実効はありませんし、販売禁止はできないかと思つております。むしろこれは先ほど申し上げましたように、使つておるのが抜けたときに注意を促してガスの使用をお断りするということにした方が、一番徹底するかと思ひます。

○阿具根登君 参考人の方にあつてお願いしますが、結局そういうことになれば、まあ法律でも作ればそういうことになるかもしれないけれども、では百貨店に行つても、ガス管としてビニールの管を売つてゐるわけですか。まあ大衆として百貨店で売つてゐるものを一番信用するのです。あなた今行つてみなさい。ビニールの管を売つてゐるのです、ガス管として。これは危険性があるのだということになれば、ガス管の方だつて、何かやはり先にゴムをつけるとかいろいろな工夫があるべきだと思ふのです。そういう工合にビニールの管をガスに使う目的のために販売することができないとか、あるいは危険があるからできないとかいうようなことは、できるんじゃないかと思ふのですが、そういうこともできないのですか。

○政府委員(岩武照彦君) 法令としてできないとは申しませんが、実効が現われんじやないかと思つております。逆に申しますと、水道の管として買つてきて、ガスに使うということもあろうかと思ひます。法令をやりましても、もう少し使つてゐる方を押さえるのがほんとうだと思ひます。これは私見もございしますが、もう少し検討させていただきます。

○阿具根登君 当局がそういう考えから、私はこういう事故はおさまらなて、私に思ふのです。打つだけの手を打つて、そして使用者には嚴重な通告をするようにしなければ、大衆相手に朝に晩に接してゐるものなんです。それを実効が上らない、こう言うことは私はおかしいと思ふのです。当局はそれではただ手をこまぬいて、業者の方がPRされるのを待っている。そういうことでは、私はここでもういふことをやる必要もないのだと思ふ。終戦後ガスをすることが多くなつたことも、それは事実でしょう。しかし、それだけの死人が出てきた。倍近くの死人が出てきておる。終戦後から見ても……。

そういうことも事実そうなんです。そういうことも事実そうなんです。手を打たなければいけない、ということ、は、当然考えるべきじゃないでしょうか。それがここでもう議論されたことが何もないのだ。ただ、ビニール管一つにしても、それは売れないのだ、ということになれば、何もできない、ということなんだ。ただ使用者側に注意して下さいという以外には何もない、ということなんです。そうじゃないですか。もう少し熱意をもつて考えるならば、そのくらいのことではできると私は思ふのですが、そうでなかつたら、この結論というものは何も出てきません。ただPRだけで、使用者に注意して下さいというだけしか、この結論にはならんじやありませんか。業者の方はこれはできないのだとおっしゃつておられる。あなたの方じゃ、法律を作つても、それは結果として何にもならない、ということになれば、これはもうただ使用者が注意する以外に何もな

いのだ、こういう結論にしかならないと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(岩武照彦君) 今私も、この問題が発生いたしましたからいろいろ研究も、調査もしてみました。が、残念ながら、これで片づくというきめ手というものはないのでございします。はなはだ残念でございますが、そういう状況でありますので、行政面として、あの手の手、側面から周囲を固めて、少しでも事故を少くするようにしたい、こういうことだけでございます。

○豊田雅孝君 今公益事業局長はそういうふうにおられるが、先ほどから阿具根委員も言われるごとく、ガス用器具の取締りというものは、これはやつてやれぬことはない、ことにそれをやつた場合に、これは水道用具だということであつておるものを、買つてきて使うというけれども、それを使つてきたこれは過失になる、だからガス用として売るものについての取締りをやる、これは、これは当然すべきことであり、また、ガス会社の方からそれは必要だというふうに言われておるのだから、ガス用として使うもの、その器具の取締りくらいなことにはやられて当然でしょう、公益事業だから……どうですか。

○政府委員(岩武照彦君) その点も検討したいと思つておりますが、ただ、売つてゐる方は、これは公益事業でございませんで、実は困つておるわけでございます。

○島清君 ちよつと関連して。今阿具根委員が質問されたように、何もきめ手がないから何もやらないのだと言つて、手をこまぬいて見ておるといふだけじゃ、能がないと思ふのですがね。やはりそういうものを積み重ねていくことによつて、つまりはそれが防止できるのだと思ふんですが、公益事業局長の話を聞いてみると、一人で非常に苦心をされたように思ふんですが、一体こういうふうに入心が動揺するほどの、世間が騒いでおる問題について、まず一応この防止策を考えてみよ、具体策を考えてみよというて、あるいは業者と話し合ひをしたとか、何か一つそれに対する防止策としてのモーションが何かやられたことはあるのですか。

○政府委員(岩武照彦君) 何もしないでおつたわけじゃないんですけど、いろいろもちろん専門の人の意見も聞き、やつておりますが、今までのところ、行政面として打つ手は比較的限られておる。しかし、それでもそれをほつておるわけじゃございませんで、先ほど申し上げましたような方面から、穴を逐次つぶしていきたい、こう申し上げておるのでございします。

○島清君 業者の諸君とできるだけの防止策を講ずるというて、どういふ具体的な懇談会を開き、どういふ具体的な話をされて、これなら実行できるじゃないか、これはむずかしいといったような具体的な結論が出るまでに、それに対する防止策について懇談が何かしたことがあるんですか。

○政府委員(岩武照彦君) 私自身も一、二回責任者の方と話ししております。それから主任の係官の方も、事あるごとに業界と対策を練つておるのであります。ところが、遺憾ながら先ほど申し上げましたように、ガス会社側のいろいろな、使用者の注意喚起、ある

いはそのことについて相談という形でいろいろやつておられますが、行政面の方からこれということをやつておられたい、器具の面、あるいは使用関係の状態の面につきましては、近く態度をきめたいと思つております。

○委員長(松澤兼人君) これだけガス中毒死あるいは事故というものがあつたら、時を移さず公益事業局として各ガス会社にこれこれの点注意あつて示さなければならぬというものを、指示とか通牒とかというものを、お出しになる権限があるんじゃないですか。それをおやりになる必要があるんじゃないですか。

○政府委員(岩武照彦君) その点申し忘れましたが、一月の終りに、ガス会社に対しては、中毒事故の防止につきましては、一応の指示を行なつております。が、これだけではそれは私どもの部面では不十分だと思つたので、先ほどお話し申し上げましたような面で、逐一穴をつぶしていききたい、こういうふうな考へております。

○大竹平八郎君 時間がありませんから、ごく簡単に一点お尋ね申し上げますが、まず参考人の警視庁の防犯部長、それから公益事業局長にお尋ねしたいのですが、ここに両方から資料が出ておるのであります。警視庁の方の調査によりまして死亡者が三十一、六十八、それから公益事業局の方としては四十四と出ておるのですが、これは何かこの調査対象が違うのでしょうか。まず参考人の近藤さんから一つ。

○参考人(近藤貞君) 最初にもちよつ

とお話し申し上げましたように、ガスによる中毒の問題については届出の義務もあるわけではありせんし、お医者さんから警察に届け出るという義務も課しておらないわけでありませう。従いまして、警視庁がそのことを知るのには、消防関係、救急車が出るというふうな関係で、消防との連絡上から、こういう事故があつたことを知るわけでありませう。それからもう一つは、警察のみならず知つたという場合、その二つの面から知つたおるわけでありまして、ガス会社の方からも、別に通知があるわけではないのであります。

従つて、この統計面に現れたのは、死亡の点については、いわゆる変死として検視をいたします関係上、これは正確な数字であります。死亡に至らないものについては、必ずしもこれだけにとどまるものであるというふうには申し上げられないわけでございますが、二十七年から三十一年までの死亡件数が出ておりますが、この数字については間違いないわけでありませう。

○政府委員(岩武照彦君) 私の方で配りしております三月五日付の資料の死亡の中には、自殺を含んでおります。それからもう一つの方の資料は、会社単位に出ておりますので、御承知のように、東京瓦斯は横浜、横須賀方面も供給地になっております。あの方面は比較的事故も少いようでありませうが、その間若干の数字の違いがあるかと存じます。

○大竹平八郎君 自殺は別に百五十二人と警視庁は統計を出しているのです。今の私の質問は過失についてだけなのであります。尊い人命が一人違つても大へんなことであるにかかわ

らず、こういうふうな世間を騒がしている大きな事件を、同じ役所が、いかにも警視庁の立場、通産省の立場といつても、二十四人もその統計に大きな違いがあるんじゃないことは、何か連絡も密ではないし、何か弛緩しておるようにも考へるのであります。これはなお一つ、通産省から警視庁と十分連絡を一つ、詳細な資料を出していただくかと思ひます。

それから、続いて参考人の本田さんにお尋ねをいたしたいのであります。が、東京瓦斯は言うまでもなく公益事業でもありますが、ごく簡単によろしいのですが東京瓦斯株式会社の昨年の下半期の利益は大体どのくらいでありますか。

○参考人(本田弘敏君) それではお答え申し上げます。九億五千九百八十四万五千七百五十六円でございます。下期の純利益でございます。

○大竹平八郎君 先ほど来伺つております、サービスの問題について、社長みずから率先して各所を回つて努力をせられたと、これは大いに多謝するものであります。が、まあ何か世間が騒がしくなつて、急にこういうふうなことになつたので、社長が率先して行かれたというふうにも、また私も逆な意味においてとれるのですが、大体独占事業というものは、ガス会社に限りませう、電話でも電気でもそうなのであります。が、大体においてもうサービスの悪いところなんです。たとえば、さつき器具の問題がございましたが、器具の規格品というものは、ガス会社の営業所といふところか、出張所といふところか、そういうところで主として売つて

おられる。しかしながら、一般の民衆というものは、電気会社へ行くとか、あるいはガス会社へ行くなどというものは、区役所へでも行くような感じを持つわけですね。それからまた、場所の点からいいますと、そうそのサービスのステーションがあるわけではないのだ。私どもは港区に住んでおるのであります。が、ガス会社に行くところになると、電車の停留所で七つか八つ先に行かなければならぬ。まあ女中がおたり手があつたりするところはいないのではありません。どうしても自然に買つてつづけるというところが多いわけなんです。まあ、会社がこうやつて莫大の利益を上げておるのであります。が、いさ少しくサービスのステーションというふうなものを増設する一考えはないかどうか、まずこれを一つ伺ひたい。

○参考人(本田弘敏君) 御注意ごもつともでございます。私どももできるだけ数多くのサービスのステーションを持ちましてお客様方の御便宜をはかりたいというところは、もう御指摘の通りでございます。ただ、現在としまして、なかなか適当な場所に適当な地所がある程度の場所が必要であるし、それを得るということも、なかなか現在では容易なことではございません。まあ、最近、自由丘あたり一つ物色して何となくしたいというふうに考慮中のごとくもありません。これは抜かりなくやつておりますけれども、いろいろな関係からいって、なかなか早急に実現できませんし、まあ横浜でも目抜き

つ見当をつけているところもございませう。これは私どもの事業が、古い時代には、いわゆる今御指摘があつたようにに独占事業というふうなことで、受けて立つというふうなことで、まあお客さんが来ていたんだからというふうなことで、現在の営業所の立地条件が非常に悪いのです。お客さんのお足を運ばれるのに不便な場所にあるところが大部分でありまして、その点は時代とともに變つて、昔はこれでよかったものが、今ではそこで間に合わないと思ひます。さりとて、目抜き場所の足場のいいところに適当な場所を探して得るというところは、なかなか容易なことではないのであります。まあ、今御指摘になつたように、できるだけ便利なお客さんに数多くのサービスのステーションを持ちたいと、それに努力しつつあることは事実なんです、まあいつの日に、その御期待通りの場所に数も相当でござるかというところは、これはまあ将来のことではございますが、その目的に向つて努力しつつあることは、一つ御了承願ひたいと思ひます。

○大竹平八郎君 いま一点お尋ねいたしますが、先ほどからいろいろいろネズミの問題なんが出たのですが、ネズミが出て、いわゆる元せんあたりに大きな故障が出てきたなどという大きな被害については、大体気がつくわけなんです。においも非常に強烈でありますから、気がつくのであります。結局大きな丘よりも小穴に實際被害があるわけなんです。こういうことについて、まあわれわれの家庭の経験から言うならば、どうもガスがくさいというので、実はしばしば、麻布の出張所です

つ見当をつけているところもございませう。これは私どもの事業が、古い時代には、いわゆる今御指摘があつたようにに独占事業というふうなことで、受けて立つというふうなことで、まあお客さんが来ていたんだからというふうなことで、現在の営業所の立地条件が非常に悪いのです。お客さんのお足を運ばれるのに不便な場所にあるところが大部分でありまして、その点は時代とともに變つて、昔はこれでよかったものが、今ではそこで間に合わないと思ひます。さりとて、目抜き場所の足場のいいところに適当な場所を探して得るというところは、なかなか容易なことではないのであります。まあ、今御指摘になつたように、できるだけ便利なお客さんに数多くのサービスのステーションを持ちたいと、それに努力しつつあることは事実なんです、まあいつの日に、その御期待通りの場所に数も相当でござるかというところは、これはまあ将来のことではございますが、その目的に向つて努力しつつあることは、一つ御了承願ひたいと思ひます。

が違ふところがあるかと思ひます。それで、これは立川との連絡工事でも昨年済みましたし、それから大宮、浦和と、こちらからの連絡工事も済みましたが、できるだけ本社で仕事のむだまないようにするに、そういう施設をしておるのでございますが、今のガスの漏洩でございまして、漏洩という問題につきましては、夜中でございますと、夜中は皆さんがガスをお使いになりませんから、ある程度圧力を下げますけれども、普通の場合よりも圧力が高い。結局漏洩の個所がありますれば、私はガスがよけい出るといふことはあり得ると思ひます。そのために事故が多少でもふえるというおそれは、あるいはなきしもあらずじゃないか、そのために圧力がある程度コントロールはしてありますが、一応御指摘のあったことに對して、そういうおそれなきにしもあらずといったようなことは考えられるのです。

○西川弥平治君　今までの事故件数に對してそういうものがはつきりと現われたことはございませんか。

○参考人(本田弘敏君)　それははつきりいたしましたものではないですね。ただ、とにかく夜の圧力が今申し上げましたように、ある程度昼の圧力よりも……使用量が減ることによりまして、ある程度コントロールしてありますから、目に見えて何かあるとは私は思いません。

○西川弥平治君　地方のガス会社へ行きますと、圧力がかかなり上つておるのですね。戦前よりもかなり上つておるのですな。ああいうふうな、今まで水銀柱で幾らというのが、おそらくかなりの程度上つておるのですが、どうも僕

はそういうところに事故の原因がないとは言えないと私は考えておるのであるがね。

○参考人(本田弘敏君) これは必要以上、いかに地方のガス会社でも上げているとは私は考えられないのでございます。むしろ圧力が低いと、ガスの火が消えやすくて事故のもとになるといふふうに、逆なふうに私は考えます。必要以上の圧力を出しているといふことはちょっと考えられませんか。

○西川弥平治君 私はしろうとですから、そう言われれば、それ以上申し上げるあれはございせんですが、しかしいかに行きますと、いなかの末端の水銀柱を計って見て、こちらに来てみると、まるでうんと違うのです。ちょうど倍違つております。現実には調べておるのですから。ですからそれくらいの違いがあれば、どうも事故が起きるんじゃないか、こんなふうに考えております。まあ、これで私やめておきます。

○近藤信一君 時間が大へんおそいかから一点だけ伺いますが、文化生活をすする上においては、ガスは非常にこれから重要な役割を果すと思うのです。ここで公益事業局からいただいた資料によりますと、ガス管のほつれ、亀裂、これに対する件数が一番多く三十二件、それからガスぶろの不完全燃焼、これが八件、それから木支供給管破損等が十一件とあるのです。これらは本人の不注意ということでないとは私は思うのです。まあ、あなたの方で、それは、ガス管のほつれや亀裂は本人の不注意だところ言われればそれ

までかもしれないが、たとえば先ほどからしばしば言われております、寝てゐるうちにネコや犬やネズミがけ飛ばしてガス管がはずれてしまつて、そうして冷めなくなつてしまつて、尊い人命を失ふ。こういうような事故が相当あるわけなんです。そういたしますと、これは自殺なんかはこれは別問題といたしまして、また、このほかにはガスの漏洩の問題で死ぬ場合もある。こういうふうな尊い人命が失われるわけなんです。これに対してガス会社として何か補償というふうなことを今までやっておりますか。

○参考人(本田弘敏君) 補償と申しますと……

○近藤信一君 死亡者や中毒者に対するですね。

○参考人(本田弘敏君) お見舞を申し上げております。別に御本人の過失の場合には、補償金とか何とかそういうことはいたしてありません。

○近藤信一君 本人の自殺などは別といたしまして、ガスが漏れて、たとえば管が腐つて漏れた、それからガス管のほつれなんかも、本人の過失といえは過失かもしれないが、寝てゐるうちにネコや犬やネズミがけ飛ばしてはずれてしまつて、そうして人命を失うわけなんです。これに対して単なるお見舞程度でガス会社の方は過失しておられるということになると、これは私は大へんだと思うのです。この点どう考えておられますか。

○参考人(本田弘敏君) これは明らかに会社側の工事の疎漏とか、過失だとかいうようなことがはっきりしております。場合、従来ともお話し合ひの上で、弔慰金とかあるいはお見舞金を

贈つております。ただ、今お話しになりましたネズミが何したとか、犬がじゃれて何したとか、ほつれたとかいう場合、これは実際判定がほんとうに御本人の過失か会社側にあるかは過失があるかというふうな何がはっきりいたしません場合は、これは会社としてお見舞程度のことでありまして、これは一々判定が実は困難じゃないかと思ひます。それは警察側、あるいは何かのお取調べの結果に待つよりほかないので、会社側としてはこれははっきり会社側の過失という場合を除くほかは、やっぱり警察側の御判定か何か失つたことがはっきりしましたならば、今お話しのような適当な方法をとつております。

○近藤信一君 会社側の責任という場合にも、やっぱりお見舞程度で……

○参考人(本田弘敏君) いえ、これは……

○近藤信一君 何か基準というものがありませんか。

○参考人(本田弘敏君) いやこれは基準というより、やはり相手方のお話し合ひの上でございます。

○近藤信一君 事故ということ、その相手側と話し合つて解決するということになつて、その責任というものは警視庁はどう考えておられるのですか。会社側に明らかに責任があるという場合、本人と会社側との話し合ひというところで終るのか。これは過失致死罪というふうなことで、会社側に対する制裁というものがあつたのですか。

○参考人(近藤貞君) 今までの中毒事故の問題につきまして、原因について

は警察の知つておる限りにおいて、いろいろと調査したものでありますけれども、明らかに会社側の責任においてこの中毒事故が起つたのであるといふ、そういう明確な証拠というものがない実情でございます。従つて会社側を過失傷害、あるいは過失致死といふことによつて事件を立てたという事例は私はまだ聞いておりません。個々の事故の起つた場合にこれは会社側の責任である、あるいは本人の過失であるからといふふうな、そういうふうな両方の間に立つて、その中間で両者のあつせんをするといふふうなことも、あまりこのガス中毒の場合には、事実問題として起きていないのが実情でございます。交通事故などは、その場合にその問題が出てくるのであります。すけれども、ガス中毒の場合においては、今までの扱いとしてはそういうふうな処置を、警察としても、あまり積極的にとつておられないのが、実情でございます。

○近藤信一君 今まで会社で、使用者の方で事故が起きて、これは明らかに会社の方の責任だといふので、会社側が使用者から損害賠償何か訴えられた事例はありますか。

○参考人(本田弘敏君) 警察までですか……そこまで話を起されたことはあつたと思ひます。裁判沙汰になつたことは、私記憶しておりません。まあ、それまでに行かないうちに、お話し合ひがついてゐると思ひます。

○近藤信一君 今までの、そういう話し合ひで、まあ最高幾らくらい出された事実がありますか。

○参考人(本田弘敏君) ちょっとはつきりした記憶がございませんが、まあ、

要するに会社は大きいからというわけでは、私は、まあ弔慰の気持ちももちろんありますが、相当御満足のいく程度の弔慰金は出していることと思ひます。決してそういう場合にも、それはもちろんこちらに落度があれば、弱味は多分にこちらにありまして、相手は会社側であるといふことになれば、それはもちろん簡単ないいかげんなことでは御遺族の方も決して御満足になりません。われわれ自身としても、会社側として差し上げたいというふうな気持ちを持つておりますので、それでちゃんと話し合ひができると思ひます。

○近藤信一君 それでは、人命事故でそういうふうな、会社側が本人の御満足のいくような見舞金を今まで出しておられるという。尊い人命を失うといふことに對して、警察はそれに対してノー・タッチで今までずっと來てゐるのですか。

○参考人(近藤貞君) ノー・タッチというわけでもございせんけれども、何分事故の発生というものが、発生以後相當の時間がたつて警察が知るといふ關係上、その原因について調査が非常に困難でございますから、従いまし

てこれが明確に会社側の責任であるといふふうに断定する資料に乏しかった。それで結局今まで会社側を事故の責任者として、たとえば、まあ過失傷害致死といふふうな問題で扱つた事例があつたかどうか、過去においてのあれはよくわかりませんが、現在私としては、それを知つておられないわけであり

ます。そういうことで決してこの事故の原因をおろそかにして、そうして警察がノー・タッチという線で、今まで進

が、また非常にお若い方か何か知りませんけれども、とても……、私は役人

をやった経験がありますけれども、役人以上の傍若無人であります。やっ

でき上つて金を納めて来てもらう。そういうことでありまして、とても主婦

やそういう弱い者では、これはガスを引いたり、増設してもらうということ

は、ほとんどできない。そういう面につきまして、私は会社として一歩

ああいう末端の工事をやる、あるいは

国民に接触し、する人は文しするは、
導監督面の体系というものは、どうい

う格好になってゐるのか非常に不思議に思うのですが、その指導監督の面は

一体どういふ格好でやっておるわけですか。

○参考人(本田弘敏君) お答え申し上
げます。私が下情にうといというよう

なお話がございました。私はもともと営業所で大正十年に入りまして、営業

所育ちの人間でございます。今でも營

ら営業所長会議にも、ときたま列席し

てしまふ話を伺つておきます。その
ことに對して今の下情に通じないとい

うお話し、私は失礼ですけれども当然らないと思います。ただ、今、あなたの

おっしゃいますことは、私にとりましても実に意外な、何か極端な悪いところ

ろにばかり、あなたはぶつかっ
ていらっしやるといふような
感じがいたす

のでございます。まあとにかく、私どもとしましては、先ほど申し上げまし

たように、終戦後のあの混乱時期は別として、一応客あつきまして以来

は、ほんとうにできるだけのサービス

に、これは、私は一昨年でしたか、年

—
HL

置いて、輸入炭を申し込まれた、かように思っておりますが、そうでございますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 最初の見通しでは、若干の外国炭を輸入すれば、何とか需給は緩和できるという見通しでございましたが、急に昨年の暮以来の異常高水にぶつかりまして、これによって百万トンぐらいの見込みが違ったということになりましたので、緊急に外炭の輸入を急ぐという措置をとったわけでございますが、この異常

濁水というものがなければ大体今の貯炭に比べて、少くとも百万トンに緩和されますので、ある程度、これはうまくいったと思っておりますが、ああいう事情で、需給の見込みが違ってしまったというために、急いで輸入措置をとったということでございます。

○阿具根登君　これは昨年末の鉱工業生産の活況による石炭需要の著増ということが言われていますが、それも事実でございますが、政府のエネルギー政策において、すでに昨年までは、本

年四千八百万トン生産すればいいのだというようなことを、政府は打ち立てておられた。そのために、石炭業者も非常に手控えもやってきたのでありましょうし、施設等につきましても、その考え方で進んでおったところが、五千三百万トンも今期に入ってから要るということを言われてきたわけでございますが、石炭は御承知のように非常に原始的な採掘方法で地下でやってるのでございますので、そんなに急に数百万トンの石炭が掘れるということができないことは、わかっておるので

ができないことは、わかっておるので

ございまして、この異常高水がなかったにしろ、私は今石炭が百万トン余裕があるのだというようなことはあり得ないと思っておりますのであります。そうなりますと、今日の労使双方に対する要請では、民生の安定に重大な影響を及ぼすおそれがあるから、労使双方に対しては、大局的見地に立つて、最悪の事態を回避されるよう要請された、こういうことになっておるわけでございます。二十八年の緊急調整が出たあの場合にも、いわゆる民生の安定、社会福祉ということ、緊急調整も出されましたし、スト規制法案も、そのあとに出されたわけでありまして、今度の問題はまだストライキにも至っておりません。それに対して政府の方からは大局的立場に立つて解決をせよ、こういうことを言っておられる。ところが、御承知のように労使の考え方というものは、非常に大幅に違っております。そうすれば、必然的にこれは私は政府が考えている以外の方に行くのではないか、かように思っておりますが、そういう場合に政府としての考え方は、どういふようにお考えになっておるか。

○國務大臣(水田三喜男君) 今の日本の石炭事情から見まして、これがもし長期のストライキというようなものに発展したら、日本の産業界における打撃は、非常に大きいです。民生の安定に重大な影響を持つから、ストライキという手段によらないで、石炭の出炭を減らさない形で、この労使双方が誠意をもって今の争議のいろいろな条件、問題を解決しないか、ぜひそうしてもらいたいということを、きょう要望したわけございまして、私どもとしては、労使双方が話し合いでこの解決を望んでおります。これが望めなかつたという事態が起りますれば、また、それに即応した考えをしたいと思っております。

○阿具根登君 そうすると、労使双方が石炭の生産を止めなくてこの解決がはかれないという場合に立ち至つては、政府は別な考えを持っておる、こういうことになつておるのですか、そうならば、石炭に従事しておる人は、御承知のように不況の場合には、石炭合理化法案を出されて炭鉱はつぶされ、従業員は首を切られていつておる。好況の場合には、石炭が足りないから、ストライキもやることではないか。そうすれば、労働者に対する、労働者の気持の今の要求に対してはどういうお考えを持っておられるか。労働者に対しては何ら恩恵のことは考えられず、不況の場合には、石炭の山をつぶされて失業者を出していられる。もちろん、賃上げもできない。好況の場合には、公共の福祉による、あるいは民生の安定によるということで、ストライキもしてくるな、こういうことになつてくると思つておるのですか、そうするならば、民間産業である炭鉱労働者に対しては、これはストライキ権の剥夺にもひとしいものだ、かように思うのですが、その点いかがですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 結局、この問題は労使双方が譲るべきものを譲るといふ形ではないか、妥協の道がないことはないだらうと思つておる。で、現在御承知のように、石炭界は好況である。不況のときには、この不況対策として合理化法案みたようなものを私ども準備して、業界の安定をはかる。そ

うしてそれによつて生ずるいろいろな救済方法も考えるという措置をとつたのであります。今は幸ひにこういう時期で、好況に直面しておるときでございますから、そうならば、事業者側もある程度のこと、考えるといふことにならうと思つておる。話し合いの余地は、まだこの争議において十分あると私どもは思つて、これを勧告する、こういうことをしておるわけでございます。

○阿具根登君 そうすると、現在のところはまだ話し合いの余地がある、もちろんそうでございます。まだ、ストライキもやつておられないし、時間外拒否が一昨日ですか、から始まつただけであつて、時間外の拒否等は、これは当然のことでございます。ストライキにも入つておりませんから、もちろんそうでございます。かりにストライキに入つたといふような場合に、政府は介入する意思があるかどうか。

○國務大臣(水田三喜男君) 政府は介入する意思がない。だから当事者で片づけてくれんかといふことをきょう申しまして、労使代表も、なるだけ政府は介入してくれないで、しばらくわれわれの話し合いにまかせてくれといふのが、両方の代表のあいさつで、みんな帰つていただいた、こういうことでございます。

○阿具根登君 現在業者の手持ち炭が約四百四十万トン、大口消費工場の貯炭が約二百七十六万トンですか、これだけあるのでございますが、どのくらいまでこれが減つてくれば、民生の安定に悪い影響を及ぼすということになりますか。

○國務大臣(水田三喜男君) 通産省と

しましては、各通産局を動員して、管轄区内の工場の調査をいたしまして、どれくらい維持できるかといふようなことを調査しましたところ、非常に事態が悪うございまして、全工場のうちで、もう貯炭五日分しかないといふようなところが一八%、それから十日分しか貯炭の用意がないといふところが四〇%あるという状態になっておりますので、電力とか、鉄鋼業といふのは、比較的貯炭を持っておりますが、一般産業、ことに中小企業、それから都会におきましては風呂屋とか病院といふようなところは、現在すでに今の持ち高では、非常に危険だといふ状態に、現在大体なつておるというような状況と、私どもは見えております。

○阿具根登君 そうすると、その責任は那邊にあるんです。現在も足らないようになつておる。そうして炭鉱がストライキをやつたならば、民生安定に不安を与えるといふことを言つておられるが、現在ストライキもやつておられないし、それでもつてすでに病院等は、病院で大事な消毒にも事欠くといふやうなことになるおるといふ責任は、どこにあると思ひになりますか。

○國務大臣(水田三喜男君) その責任の問題ですが、結局、正常貯炭等を見ますと、業者の貯炭が二百四十万トンから二百五十万トンあるのが正常貯炭と、今までされておる。これがすでに百万トン近く減つておる。工場貯炭を見ますと、三百二十万トンから三百五十万トン前後が正常貯炭といわれおる。これもさつき御指摘の数字のように、二百七十万トン前後と低いところにあるんだ。この原因

は、さつき申しましたように、異常な高水ということから起つたのですが、そうでなくても、これだけの貯炭が正常貯炭をずっと割つておるといふ状態は、結局日本の産業拡大が、予想外に急激であつた、これは見込み違いの責任が政府にあるといふことでしたら、これは政府の責任だと思ひますが、去年の今ごろ計画した一年の見通しを見まして、たとえば鉄鋼の使用量が一年に四割以上ふえる、需要がふえるといふようなことは、実際にほとんどだれも見通さなかつた。政府側ばかりでなくて、民間の産業のみんな専門家を集めて、そうして、ことしの需要はどのくらいかといふことを積み上げた数字でさえも、大きく狂つてしまつたといふ状態でございますので、それに関連して石炭からそのほかのエネルギー源全体の問題でも、異常な拡大の急激さといふものによつて、全体的にやはり見込み違いがあつたといふことは、これは確かでございます。そして、その見込み違いに対応する、その場その場の措置が十分とれなかつたといふことでございます。これは政府の責任ではないかと考えております。

○阿具根登君 政府の責任を私は追及しておる。そのことばかりでなくて、経済は生きものである、これは見込み違いはあると思つておる。ところが、そのしわ寄せを炭鉱の労働者だけに持つてきておられる。なぜ、かかる限を奨励することができないのか、これは労働者の責任ではないはずだ。責任はだれにあるかといふならば、ただいま言われたように、見込み違いであつた政府の責任であらうかと思つて

です。それでなかったなら、三十年度にああいう計画を立てる必要はなかったのです。あのころからああいう合理化法案等を出さずに、ほんとうに石炭を掘られておるならば、今ごろは数百万トンの石炭が余つておるはずで、それを掘らさないようにした、私はその責任を問うておるわけじゃない。そういうことをしておいて、そうして今度は異常な高水があつた、あるいは異常な経済の上昇であるというこゝとによって、ストライキはやつてくれるな、これは私は一方的に労働者に責任を転嫁する形の以外にない。たとえばストライキをやつてくれるなと言ふならば、やらないように納得のできる政策を持つておるべきである。政府は何も政策は持つておらない。極端に言へば政府は政策が間違つておつたから、見通しが甘かつたからこうなつてきたんだ。ところが、実際は国民が非常に不安定になつておるから、だからストライキをやつてくれるな。そう言うならば、炭鉱の労働者が働かないで、足りなくなつたならば、それは一部の責任はあるかもしれないけれども、そうじゃないということとははつきりわかつておるならば、ストライキをやるな、要求は前々からわかつておる。そうするならばやらないうでいいだけ、納得できるだけの政策を打ち出して、そうしてこうしてやるからストライキはやるな、こういう何ものかがなからねば、ただ一方的にストライキはやるなというだけでは、私は大臣が考えておられるようにはならないと思うのですがその点どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) ストライキは、これは労働者の固有の権利です。これは最後の手段であることは認めますが、今、日本の経済情勢がやういふときなんだから、この争議をやめろと言つておるわけではなくて、争議の中心になつておる労働諸条件について、労使が至急折り合ひをつけるということをおいておるのですから、これがある程度争議者側の満足できるような折り合ひがつけば、必ずしもストライキをやる必要はなからうと思ひますし、私どもはそれを希望するといふ勸告を、今日したわけであつて、まだ政府として争議側が主張してゐるやうに、弾圧を加へてゐるわけでもない。そういう主張を引つ込めるという干渉をしてゐるわけではございません。

○阿具根登君 労働大臣でないから、労働情勢を私は大臣に聞くわけにはいかないのです。現在の炭鉱の労働者、炭鉱の労働は大臣御存じと思ひますけれども、これは日本の労働事情の中で一番労働悪化をしておるのだと思う。一日中太陽の顔を見ずに、そしてこの前御説明になつたやうに、一年に六百名から八百名の人が死んでゐる。こういう悲惨な職業は、その他にはなかつたはずで、ほかにはないはずで、にもかかわらず、これは月収わずか平均が二万一千円そこそこです。坑内の人ですよ。坑外じゃないのですよ。こういう労働悪化事件の中で働いておつて、そうして政府が今は非常に石炭が足りないから、ストライキをやらずに話し合つてくれ、こう言われるならば、それでは一番石炭の余つてゐるときに、ストライキをやれということになるのではないですか。一番石炭が余つてゐるときにストライキをやつて何になる。業者が喜ぶ

だけですよ。そうすれば、そういう労働悪化条件にあらながら、世間の非難を受けるためにいつも甘んじて坑内で労働しなければならぬ。私は毎年々々それが続いていくという事は、やはり政府の施策が悪いからだと思ふ。毎年毎年いつ見ても、石炭はこれをやつておる。石炭が他の一般産業よりも、西ドイツ、あるいはイギリスみたいに、非常に優位にある。そうするならば、私は国民の非難も受けるべきだと思ふ。ところが、一般産業の下にあるならば、これを、石炭の労働者が生産をとめたから、社会不安を起すのだというやうな考えでなくて、実は、政府自身が考えなければできないことがある。自分自身はどうか。たとえば炭炭が多くなつた場合にはどうするのだ、足りなかつた場合にはどうするのだ、また、こういうことを言われるならば、それは経営者の諸君は今、労働者の言う通りにしたならば、トン当り三百円に値上げをしなければならぬ、こう言つておるやうです。そういう点をどういうふうにお考えになつておるか。これにちつとも触れずに、お前たち二人で話しなさい、しかし、ストライキは困りますよ。こういう無謀な要請は私はないと思ふ。それだけの要請をするならば、要請をするだけの政府の考え方があつてしかるべきだと思ふ。政府は何も考えはなかつて、何も政策はなくて、ストライキはやめなさい、話し合いなさい、労使双方は、きょうも言つておるやうに、私たちは話し合つていきますから、政府で干渉しないで下さい、介入しないで下さい。そういうことを言つておるのです。そうするならば、政府がこれだけのことをやろうとするならば、これは国民に与える影響

するならば、これは炭鉱がストライキをやつて、そうして電気はとまるかもしれない、あるいは汽車はとまるかもしれない、あるいは不安を、逆にこれは起させるやうなものになつてくると、そのね返りはまた世論がどうである、こうであると言つて労働者に転嫁されてくると私は思ふのですが、そういう点はどういふふうにお考えになつておられますか。

○国務大臣(水田三喜男君) おそらく政府がそういう勸告をしておる以上、直接の担当大臣である労働大臣も、なるべくそういう事態を起さないために今後どうするかというやうな、いろいろなやり方は私はあると思つております。

○阿具根登君 労働大臣の方に逃げられました。労働大臣からいへば、通産大臣に文句があつたはずで、労働大臣からいへば、石炭がこんなに窮乏になつてくるといふのは、これは労働事情でやつたわけではないのだから、通産行政の責任ではないか、私はこういうことを言つてくると思ふのです。通産大臣は労働問題に干渉しないといふことであるならば、これは労働問題でありますから、きょうの要請は無意味であらうかと思ふ。労働大臣が労働問題に対して言われたので、労働大臣が知つておるのだと、こうおっしゃるならば、通産大臣は労働事情にも何にも知らないけれども、ストライキはやるなと言われたのと同じです、この文章は。通産大臣は労働大臣とも十分話し合つて一緒に御出席になつて、そうしてこういう勸告をされたと思ふのです。こういう勸告をされるならば、何か勸告の裏には、具体策を持つておるか、あるいは考え方があつてやらなければならない、ただ最悪の事態を回避するに要請する、これでは私はあまり親切ではないのじゃないかと思ふのです。率直にお尋ねいたします、これまた、労働大臣に逃げられるかもしれませんが、今のままの政府の政策で、今のままの炭鉱の経営のやり方で、これが通産大臣が考えておられるやうに、最悪の事態がないと、おさめられると、かように思つておられるかどうか、お尋ねいたします。

○国務大臣(水田三喜男君) 労働大臣との若干の話し合ひもございします。これに善処する方法を、政府として所管大臣に考えてもらふということになつておりますが、きょう私が一緒に勸告に加つたのは、労働双方に日本経済のたぐいまの現状を説明する、これが全山のストというやうなところに発展される、と大きな問題を、民生上の問題を起すので、それをやめてもらいたいという勸告を、産業行政の担当者として私は行なつたのでありまして、この事後にどう処置していくかということ、いろいろ話し合ひもございします。これは労働大臣の担当といふことになつて、今後話し合ひはいたしますが、もつぱら主になつてこれに善処する大臣が、労働大臣でございますので、私から今後こうするにあつていふことは、ちよつとお話しすること、遠慮したいと思ひます。

○阿具根登君 そうすると不幸にして、大臣が要請されたやうな事態にならずに悪い事態になつて、そうして石炭が足らなくなつた、そうした場合には大臣としてはいよいよこの前とられた

ような緊急調整を考えられておるか、あるいはその他の考え方を持っておられるか、お尋ねいたします。

○国務大臣(水田三喜男君) なるたけ、当事者間で話し合え、政府はこれに介入しないということを今日申し上げてございますので、今後起った事態にどういう方向をとるかということも、今ここで言うことは、不適当だろうと思ひます。私は不介入で、これをどうしても解決してもらおうという方向で努力するつもりであります。

○阿具根登君 労使双方とも、常識はより以上に持っておりますし、まあ、大臣が今御心配して、こんなことを出しておられるようなことはないと思うのです、私も。また、それをどの辺まで大臣が考えておられるか、私の考えと聞きがあるかもしれませんけれども、労働大臣が主になってやっておりますけれども、これは労使の問題でございまして、石炭の問題は通産大臣の主管でございまして。労働大臣がこれに率先して介入するとは思われぬ。おそれなく通産大臣に御相談があると思っておりますが、私はその最悪の事態が来ないように念じておりますが、かりにあった場合にも、労使の常識に待って、良心に待って政府は介入しないんだというふうに解してよろしうございませうか、お尋ねいたします。

○国務大臣(水田三喜男君) ただいまのところは、そう考えております。

○阿具根登君 ただいまのところは、そうすると、どのくらいいたつたなら、今度は考え方が変わってくるのですか。どのくらい石炭が足らなくなつて、どういふことになつたなら

ば、考え方が変わってくるのか、その点を明らかにして下さい。

○国務大臣(水田三喜男君) 今は、私も極力誠意をもって、この話し合いの解決をさせたいという意向でおるつもりでございまして、最悪の事態を予想した先のことにいつてこうする、ああするということとは、今のところ、考えたくないと思つております。

○阿具根登君 この問題は今労使双方が交渉をやつておる。今日要請になつたように、労使双方とも、これは自主的に解決をいたしますから、だから政府は介入していただきませんようにということを、労使双方とも言つておりますから、民間産業の木問題については、政府は介入しないんだということ、どうして言えないんですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 介入しないんだということを、今日も申し上げておるんですが、それはこの問題が最後まで解決しなかつて、全山ストが一カ月も続くとか、二カ月も続くというときどうするかという方向の御質問でございまして、今のところは、そういうことを予想したくない、極力誠意をもってこの解決に政府も努力する、そうして介入したくないということしか、現在のところは、私として言えないと思ひます。

○阿具根登君 きよりの衆議院の労働委員会で労働大臣は、私も現場にありませんでしたけれども、はっきりと民間の産業に対しては介入しないということをお聞きしたんですが、その労働関係の担当責任者でもない通産大臣が、先のことばは言われぬということをおっしゃるのは、ちょうどこの前の二十八年

のときみたいに、また、世論の云々というところで仕事をされるんじゃないかと、これが初めてなら、こういうくどい質問はしません。しかしこういうのをいふと、二十八年も、ちょうどその頃、おまけにスト規制法まで出たわけですよ、だから私は心配してこのことを尋ねておるのです。そのときでも、こういうのが、要望書が出たときには、そういう御答弁でした。

これはその御答弁の大臣の答弁は、はっきりした言明を避けられるのが、政治的な答弁かもしれないけれども、そういうことがすでに一回あつてきておりますから、だから、こういうことをくどく尋ねておるのです、衆議院では、労働大臣は政府は介入いたしません。そのかわり自主的に解決してくれ、こういうことを言つておられるのです。大臣はそれでもまだ、ほかに考へがあらくなるのですか。

○国務大臣(水田三喜男君) さつきから申し上げましたように、介入しないという方針のもとに、勧告をしたのでございまして、今のところは介入しないという方針を申し上げますが、ただ、さつきは御質問は、実問題として、この産業が危殆に瀕したときまで黙つておるかといふような問題でございまして、これはまだ、私も、私どもはそういう事態を予想しておりませんので、ただいまのところは、そういう不介入という方針で臨んでおるということに間違ひございません。

○阿具根登君 もう最後にあと要望になります、大臣は極端から極端を考へておられるのです。私は何も産業が

麻痺してしまつて、そして破壊に瀕するまで黙つておれと、こういうことを言つておるわけではないのです。二十八年のときも、こういうものを出されたときには、もう非常に石炭が少なくなった、石炭は実際はその当時でも百二十万トンくらいあつたのですよ。ところが宣伝がそういう宣伝じゃなかったのです。もう汽車はとまりまうと言つておいてとまらなかつた。汽車はとまるのだという宣伝をだつと投げてしまつて、今度はどういふものを流すと、国民の皆さんは非常に不安を感じ、不安を感じるのを、政府が作つておるのではないかと、いかに感じさせておいて、そうしていかにもな

くなつてしまふんだ、もう破壊するんだといううなことを、大臣みずからこれは言われるように、私が質問しておると、大臣がそれらは、私の言ひ回しが悪いのかもしれませんけれども、非常に悲壯な考えをお受け取りになつておる。それをそのまま大臣の口から出ていけば、国民の受ける感

じやないもの、もつと悲壯な感じになつてきて、そしてその責任は全部労働者が悪いのだ、炭鉱がストライキをやるんだということになつてくるのです。

そこで大臣に御要望申し上げたいと思ひますのは、大臣は経済閣僚であつて、石炭には直接の責任者でござい

ますが、私が最初から言つておるやうに、今のままの労使の姿でいて、そして、ストライキがなくて、大臣が考へておられるような話し合いの場が続いていくかどうかということを考へる場合に、もう政府も石炭政策という

ものを真剣に考えなければできない時期に来てはならないかと思ふのです。いかに合理化されても、オートメーションというものは坑内ではできません。そうなつてきますと、四〇%以上の人件費が要つておるわけですよ。業者に言わしてもその通り、ところが、炭鉱の労働者は年々八百名近い人が死んでいておるにもかかわらず、給料は一般産業よりもうんと安い、極端に言へば、官公庁で事務をとつておる人より安いのですよ。そうなつてくれば、これは年々歳々続くものなんです。それを毎年々々ストライキにならうとすれば、ストライキをやつてくれるな、

こういふことを毎年々々繰り返していつていくといううな愚をいつまでも繰り返すのだ、もつと政府として、抜本的な石炭対策をなせ立てられないのか、各国の事情はどうであるか、各国の石炭の坑内の状態、置かれておる日本の坑内の状態というものは、大臣御承知だと思ふのですけれども、日本の方がぐんと悪いのです。それに持つてきて、何ら抜本的な対策を立てず

に、今年は四千八百万トン、来年は五千三百万トン、こういううな号令だけはかけられる。そうして今度は、こういう問題が毎年々々起つてくる。これはあまり苦がなさ過ぎる、能がなさ過ぎる。通産大臣が学生時代には、相当左翼的なことも言つておられたので、通産大臣は、私の言うのは、もつと右に見えるのじゃないかと思ふのです。実際私も石炭に長い間従事して参りましたから、現実論だから、あ

るいはもつと右に見えるかも知れませんが、その大臣が何ら対策を

考えずに、こういう要望書一本でおさ
まるといふようなことをお考えになつ
ておれば、毎年々々こういうことを繰
り返さなければならぬ、こういうこと
になりましますから、通産当局としては
石炭に対する技術的な考え方を、需要
の面からいっても、生産の面からいっ
ても、労働者の面からいっても、対策
が立てられるはずであるから、その点
を十分研究して一つ御発表願いたい、
お教え願いたい、かように思います。
以上は要望にして、質問はこれで打ち
切ります。

○相馬助治君 私はこの貿易事情に關
する件について輸入輸出の実態論、具
体的なことは後に松尾通商局長にお尋
ねしたいと思ひます。ここで基本的な
問題を三點大臣にお尋ねして、御答弁
をわづらわしたいと思ひます。

第一點は、日中貿易についての基本
的な問題です。さきの本委員会におけ
る石橋通産大臣の発言によりまします
と、日中貿易については大きな関心を
内閣は払つておるがゆゑに、コム禁
輸を緩和する方向に、國際的には努力
をしたい。また、國內的には、コム
禁輸に連關する特認制度をできるだけ
幅を広げて、輸出に有利のように解釈
をして、これが振興をはかりたい、か
ような発言がございましたが、水田大
臣はこの路線について、どのようにお
考えであるか、変更ありとすれば、そ
れについての御見解を承わりたいと思
ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) 前大臣が
申されましたというその方針を変更す
る考えはございません。その線に沿つ
て、今後も努力したいと思つておりま
す。

○相馬助治君 日中貿易の將來を考え
れば、今大臣が確認されたような方向
で行くことが、國民的な私は要望だと
考へております。そこで、ただ問題な
のは、この日中貿易日中貿易とはやし
立てられておりますが、この實態を調
べてみますと、現在輸入超過である
日本の將來の貿易を考えれば、東
南アジアから中共方面に対しては、当
然市場として輸出超過の形ができるこ
とが好ましいし、そうでなければなら
ないと思ひます。現在に於ては残念な
から輸入超過である。こう考へて参り
ますと、現在の日中貿易協定という、
民間団体によつてなされてゐる協定自
身に、私は問題があるのではないかと
考へて思ひます。この点、大臣はど
ういうふうにお考へになるか、その具
体的なものとして甲、乙、丙というよ
うな等級に分れておるが、これらの
緩和等がなされなければ、スムース
な貿易は行われ得ない。大臣も御承知
のように乙、丙については非常に大き
なトーマス残がある。甲においてはし
かりでない、こういうような状況を見
ます場合に、この現在の協定につい
て、大臣はどのような御見解をお持ち
であるか、この際承わつておきたい。

○國務大臣(水田三喜男君) お説の通
りであると思ひます。従つて、今の協定
によつてできてゐる個別バーター方式
というふうなものを變更して、総合バ
ーター方式というふうなものに協定し直
せば、これらの事態がはつきり改善さ
れていきますので、この次の協定にお
いては、そういう点の改善をはかりた
いと思つております。

○相馬助治君 御見解には、もう全く
同感です。そういう自信を持つて一つ
進んでいただきたいのですが、ただ、
問題は水田大臣がそのようにお考へに
なつてゐても、そのような基本的な考
え方がスムースにいかないような状態
に置かれてゐると思ふのです。國際的
な問題、他國の問題はしばらくおくと
しても、國內的に見ましても、日本の
外務官僚というものは、特に他の官僚に
比べて、なわ張り根性が強いというの
は、これはもう定説です。私も四年は
ど前に、一回り世界を視察させていた
だいて、特に外務官僚のものの考へ方
が、通商行政に支障を來たしてゐると
いう事實を見てきております。そうい
うふうな考へ方から、日中貿易につ
いては、特に外務大臣等とも、一つ十分
に具體的な問題についてまで話されて
善処せられたらと思ふのです。國際的
な大きな問題として、現在の岸内閣が
向米一辺倒であるとか、どうである
かというふうな批判がなされてゐる向
きもありまが、私はそういうことを痛
感して議論をしてゐるのじゃない。そ
ういうこととやなしに、そういう問題
は別として、差しあたり國內で大臣の
御努力によつて、岸内閣自身の努力に
よつて解決し得る問題がある。コム
禁輸というものは厳然として存在して
おるけれども、そのリク内において
も、もうちよつと日中貿易がうまくや
り得る道がある。通商大臣の御見解と
御意圖には全く同感ですから、それら
臨路打開のために、一段のつ善処方
をお願いしたいのですが、御見解いか
がでしょうか。

○國務大臣(水田三喜男君) 御希望の
ように善処するつもりでありますが、
國內でできることは、これは問題でござ
いませが、今國際問題というものを
離れても、この日中貿易の協定につ
いてのむづかしさは、今日本側より
も、むしろ中共側に問題がございま
すので、従つてこちらの思い通りになる
かどうかは、なかなかわかりません
が、しかし、今後の事態を改善するた
めにも、先般予算委員会でお答へいた
しました、やはり民間の通商代表とい
うものが交換されるという事態になら
んと、實際の貿易の改善というものは
できないだらうと思ひますので、それ
を中心としたいろいろな障害というよ
うなものを、できるだけこちらでも取
除くことに努力すると同時に、問題は
中共側に相当日本の要望をいれてもら
うという仕事をどうやるかにかかつて
いると思ひますので、その点は十分考
えてやりたいと思つております。

○相馬助治君 通産大臣の御答弁全く
了解しました。それで、ぜひその方向
で努力していただきたいと思ひます。
○大竹平八郎君 これは本日徴収決済
になる問題でございまして、緊急に
実はこれは質問を申し上げたいと思
ふのでありますが、御承知の上期パナ
の輸入の差益金の問題なんでありま
す。昨年は産地の台湾は夏物、秋物、
冬と、ほとんど全滅に近いような状態
を呈したわけでありま。そんな関係
からして、ようやくこの四月になつて
春物がばちばち入荷をする、従つて決
済の面から申しますなら、大体六月
の下旬あたりには決済をしてもらうとい
うのが、妥当なものであります。こんな
ような関係からいたしまして、十二月
の五日にいわゆる決済の延期申請をい
したわけでございますが、そのときは
、御承知の年末を控えております
ので、非常に金利負担、あるいは金利

の軽減等の問題もございしますので、
再延長は申請を絶対しないというよう
な誓約書まで入れまして、政府へ提出
いたしたわけでございますが、そうし
ていよいよ本日徴収決済の日が來たわ
けなんです。ところが、まずこれにつ
きまして、通産当局といたしましては、
いかに処置せられておるのか、そ
れをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(松尾泰一郎君) ちよつと
かわりましてお答へ申し上げます。御
存じのように、台湾の台風のために、
昨年秋割當いたしましたバナナの輸入
が、なかなか思うように入つて参つて
いないことは、御指摘の通りでありま
す。そこで、一応十二月五日の差益
取期日をとりあへず三月の五日まで延
長いたしましたのでありますが、それで
なお今日までに入りましたのが、正確
な数字は今ちよつと覚えておりませ
んが、やはり一割内外しか、これまで
入つていないわけでありま。そこ
で、そのまゝにしておきますと、結局
差益金を徴収しなければならぬとい
うようなことになりま。先般米
政令を改正をいたしまして、そういう
台湾の台風によつて輸入ができなかつ
たことによるものにつきまして、差
益金の徴収を免除するという意味の政
令を出したわけでありま。実は私、
今はつきり覚えていないんですが、多
分公布になつたであらうと、実は記憶
しておりますが、ちよつといつ公布に
なつたか、覚えておりません。ともか
く徴収については、免除し得る道を開
いたのであります。

○大竹平八郎君 大体御承知の通り、
納める金額は、八億円内外だと思ふの
であります。御承知の資金のちよ

ど財政的に引揚期でもありませんし、それから最近日銀の非常な融資引き締めというように、これに際会をしておるのであります。これが全額本日実行するということは、非常に至難なことだと思ふのであります。今局長の御説明を聞きますと、大体ある程度の免除という問題はお話があったのであります。そうしますと、どういふことになるのですか。その内容についてはまだお聞きしてないのであります。これは再延長と大体同じように考えていいのがあるいは輸入権というものを放棄するということを前提にして、この免除という問題が初めて実行し得られるのかどうか、その点をお聞きしたい。

○説明員(補詰説明) ただいまの御質問のバナナの件でございますが、十二月の五日に一応切れますものが、そのときはほとんど入っておらなかったというので、まあ三月の五日まで一応延期したわけでございます。その後、いろいろ関係業者から実情等の説明がございましたが、実は十二月に延長いたしました。自今分の方としては、今回だけ延長してもらえれば、あとは再延長というものは、もう一切要求しないというお話しでございました。また、その後現にそれを入れています。あるいはバナナの輸入組合の方、あるいは全巴連の方という委員の御意見を伺いました。その際にも、今回さらに再延長ということは、これはしてもらえれば越したことはないけれども、自分の方として、しいてまた、再延長するということまでお願いするつもりはないというお話しだったわけでございます。ただかりに、もう今後バナ

ナというふうなものはむしろ扱いたくないというふうなことで、この際今後も入れる意思がないというふうなお方がおられるというのであれば、それらの方々から、品物は全然入らないのに、差益だけ徴収するということは、これはやらざるべきというふうな感じが強うございまして、とりあえずそういうふうに入れないにいたすというふうなことで、輸入権を放棄なさるという方は、これは放棄なされば、差益として今までのいたしておりました担保をお返ししようというところ、政令を出したわけでございます。今後数ヶ月おくれるけれども、バナナがまた出回って入れたいというふうなことで、輸入権の放棄をなさるという方には、お約束通り三月五日付で今まで入れていたいただきました担保は、このまま国庫の方に帰属するという手続になっております。

○大竹平八郎君 結局これは、まあお前たちは既存の商売を捨てての意思があれば免除してやる、こういう一つのお役所のお情けのようになされるのであります。実情はどうなっております。○説明員(補詰説明) 大体二月の二十日ころまでに三十万かこの割当をいたしましたもののうち、一万四千かごは到着いたしております。そして大体あと四、五、六、おそくとも七月くらいまでは、全部これは入るといふことになっております。

○大竹平八郎君 いま一点伺いますが、今私の質問は、この政令の趣旨にのつとめて、それじゃ輸入権放棄をしようというものの、それからどうしても通産当局としては本日に徴収決済するのだというので、それに応じたものと、この区別はどんな工合になっておりますか。

○説明員(補詰説明) 実ははなはだ申しわけございせんが、まだ、どの程度これで担保を返してくれというところで希望があったかというところは、報告を受けておりませんので、できるだけ早く調べまして、お返事したいと思っております。

○大竹平八郎君 御承知の通り期日がきょうなであります。そうすると、差益金の納入をしない業者に対しては、通産当局としては一応全部放棄したものとして、今後御処置をせられるのかどうか。その点をお伺いしたいのですが、もう時間は、本日のいつまでが時間か知らんけれども、納めないものについては、輸入権を放棄したもののよう見解をもって御処置をせられるのかどうか、これを伺います。

○説明員(補詰説明) お説の通りに考えております。むしろ、特別に返してくれというお話のない方は、これは差益を納めて今後バナナの輸入を続けたらというところで、法令の規定通りに、本日付をもちまして、国庫に帰属させるという手続をとらざるを得ないと思っております。

○大竹平八郎君 あなたの手元に参りました報告の一番新しいものを聞きたいのであります。その徴収の状況、これについて何か報告を受け取っておりますか。

○説明員(補詰説明) まだ全然報告を受け取っておりません。

○委員長(松澤兼人君) 速記をとめて。

○委員長(松澤兼人君) 速記を始めて。

○相馬助治君 先ほど水田大臣に対して、日中貿易の基本的な考え方を尋ねたのですが、その路線に沿って、具体的なことを少しく通商局長からお聞かせを願いたいと思ひます。まず、今年の三月末まで区切つて、大体日中貿易はどのくらいの輸入超過のお見込みですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 実は、昨年、五十六年の一月から十二月までについて申し上げますと、ちょうど輸出が六千七百三十四万ドル、同じく五十六年の輸入でございますが、輸入が八千三百八十六万ドル、こういうことになっております。八千三百八十六万ドルの輸入は、これは税関統計による輸入でございますので、これをいわずに決済別で見ますと、このうち七千二百七十七万ドルが中共から直接輸入をいたしまして、千三百五十七万九千ドル、これが香港経由で実は入って参っております。従いまして、税関統計で見ますと、輸入超過という格好になるわけでありまして、香港を除きました中共との直接の輸出入のバランスから見ますと、ほとんど均衡をしてみらる、こういうことでございまして。従いまして、大きな輸入超過は、現在のところ、まだ示してないという現実でございます。

○相馬助治君 直接のものを言いますと、大した輸入超過ではないというお話ですが、輸入超過であるということはお聞きしないと思ひます。これは局長のお考えでは、現在の協定自身に問題があるというふうな、一つはお考えでしょうか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今の、民間協定でございますが、いろいろの不備な点があるというふうなことであります。

○相馬助治君 これは一日も早く日中国交を正式に回復して、その後でなければ、解決がつかない問題でもありませんから、ここであれこれ議論をいたしません。

次に、特認の問題ですが、ただいまも水田大臣が申されたように、国際的にはコム金融の緩和を促進していく、それから国内的には特認の制度も、できるだけ利用して輸出をはかりたい、こういうふうな聞いて、私もそれに同感をしたのですが、中共向けの商品は大別しますと、許可が不要なもの、そのコム金融に該当しないもの、それから、それから申請すれば許されるもの、すなわち特認の制度によつて許されるもの、こういうふうな三つに大別できます。明確に区別があるはずでございますが、これが輸出業者にとつては、きわめて不明確なものであると、かように聞いておりますが、通産当局がこれを明確化することができない事情にありでございまして、それともまた、これらについての事実がどうである、ないしはこうであるというふうな点がございまして、局長から一つ説明をしていただきたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) この輸出

品目を大別して三つに分れるのではないかという御意見でございますが、いわゆる輸出貿易管理令の別表には、許可を要する品目だけは掲げておるわけでございます。許可を要しない品目は、これははっきりしております。従いまして許可を要する品目と要しない品目との区別は、これははっきりしているわけですが、従って先生御指摘の三分類のうちの一つははっきりしている。ただ、許可を要する物資のうち、いわゆる申請をしても許可にならないものと、ある程度許可になるものとの区別が不明確ではないかという問題が、その次に残るわけでありまして、この点につきましては、いわゆる特認物資の範囲いかんということで区別ができるわけでございますが、この品目の公表につきましては、国際的ないろいろの関係から、この区別を公表することはできないことに、実はなっております。ですから、これは、実はなっております。現実問題として、われわれの方の担当の課の窓口で、具体的な御照会がありますれば、十分御相談に応じておるのが現状でありまして、若干いなかの方々は、こちらにお見えになりにくい方々には、不便があるかと思ひます。が、できるだけ窓口では、親切に詳細にお答えをいたします、御説明申し上げるやうにやっておる次第であります。

○相馬助治君 ケース・バイ・ケースで、窓口の取扱いは親切丁寧にやっていると、窓口の局長の今の言明は、私もある程度了解しております。しかし、私が聞いているのは、どうしても輸出を盛んにするためには、こういうものは特認されるのだという品目を明示して、より輸出を盛んにする方途はないかという観点に立つて御質問をしたのですが、それは国際的な関係から制限があるという、今の御説明でございまして、制限があるにしても、この問題については、将来関係各国と十分通産当局が連絡をとられて、より積極的な品目を明示するように指導を賜わりたい、特に不許可品目でも、問題となる重要部分を除けば、許可されるというやうなデリケートな問題もあるやうに聞いておりますから、そういうことについて、今後どのようにおやりになるか、一応御見解だけ承わっておきたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) ただいまの問題は、非常にお答えのしにくい問題でございますが、われわれとしまして、できるだけそういう許可制でないやうにしたいということでございます。ところが、何分にも戦時物資の範囲というものが、非常に複雑でございます。その中で、はつきりした線の引きにくい問題がいろいろあるわけでありまして、また、ある条件下においてはいいが、というやうな、条件付きでいい悪いという場合がいろいろある。品目だけでいいかいいとか悪いとか言いにくいやうなことになるわけでありまして、先生の御指摘のやうな、できるだけ公表し得るものはするやうに努力すべきと思ひますが、現状におきまして、早急にそういう事態にはならないのじゃないか。そこで、われわれといひましては、できるだけ御照会をいたしたい、具体的な照会をやつていただく方には、わかっていたかやうに努めておるわけでありまして、業界で熱心をやつていただければ、大体わかつて

いたけるのではないかと私は思ひます。○相馬助治君 わかつてゐるのじゃないかというところが案外わからないで、業者が手探りで日中貿易の特認輸出の仕事をやつておるの、以上のことをお尋ねしたわけですが、今の方向に向つて、ぜひ御努力願ひたい。なお、私が一点この問題で触れておきたいことは、この特認の申請をすれば、あるケースでは、非常に早く許可がある、あるケースではなかなか許可が来ない。そうすると、業者は、顔つきのいい者が行つて、下から運動したから、あれは早く来たんだというやうなうわさをしておる。私もそんなことでもあつたら大へんだ、通産当局をたださなくちゃならないと思つて、真剣に調査をしてみると、実は、あるものはバリエーションで許可を受けてなければならぬ、あるものは国内で許可がでる。こういう事情だそうで、それが業者にわかつていないものだから、そこで疑心暗鬼が出て、通産当局自身があらぬ嫌疑をかけられるやうな事例がないでもないのです。これは局長も私の言つてゐる点にうなずく点があると思ひます。これは、コモン禁輸については、非常なデリケートな国際間における問題があると思ひますが、できるだけ業者に自信をもつて貿易をやらせるやうに、明瞭にして、しかも簡潔なる御指導の方向に、今後持つていつていただきたい、こういう願ひを持つてゐるわけですが、

○政府委員(松尾泰一郎君) インドネシアとの貿易につきましては、いろいろの問題があるのはございしますが、先生も御存じの通りに、インドネシアに對しましては、いわゆる焦げつき債権といわれるものが現在一億七千万ドルほどあるわけでありまして、要するに、輸出をいたしても、金を払つてくれないわけでありまして、そこで、一昨年のたしか半ばころから、何とかして輸入の範囲内程度に輸出の調整をしたいということ、今の輸出入調整制度が実施をされたのでございまして、それを簡単に申し上げてみますと、インドネシアから輸入をした者に同額の輸出権を認めまして、その輸出権の範囲内に輸出をせよと定めようとした。すなわち、輸入の範囲に輸出をせよと定めることによって、焦げつき債権の果増を防止しようという趣旨なんでありまして、もちろん、輸入物資の中には、砂糖のごときものがございますので、こういうものにつきましては、輸出調整をする側においては、その砂糖の輸入の程度を輸出できるように計算をいたしますが、いわゆる輸出権といふものではなしに、そういうものは除いてはおりますが、要するに、輸入した者に輸出権を与えるということになりまして、関係上、いわゆる輸入を証するカードにプレミアムがつくわけでありまして、従いまして、輸出をする者が、そのプレミアムを払いまして、そのカードを買うということになります。その結果といたしまして、結局輸入をすれば、何がしかのプレミアムは売れるということ、輸入促進の効果があらわれます。輸出をする側は、それを買わなければならぬという若干の負担になるわけでありまして、何分の過去におきましては、一億数千万ドルも輸出をしておつた地域でありますので、向うにおきましては輸入品需要といふものは非常に強い。従いまして、若干のプレミアムがついても輸出は可能であるといふことで、現在のところ、原則といたしまして、プレミアムを五割ぐらゐに調節をしてゐるわけでありまして、と申しますのは、ある場合には五割で、ある場合には一割だということになりますと、輸出をする採算におきまして、非常にむづかしいことに

なりますので、ある程度プレミアムの額を均一にしようという趣旨から、先ほどお言葉にありましたインドネシア輸出入協議会というものを作って、そこになが輸出権をいわたる寄託をするわけであります。その寄託をいたしました場合に、輸入業者から寄託をするわけでありますが、一応一〇%のプレミアムつきで引き受けるわけでありまして、それを輸出をしたい業者に売るという業務をインドネシア輸出入協議会というものはやっておりますのであります。この協議会に役所の古手というところでしたが、今はだれも行っておりません。その点は誤解はないようにしていただきたいと思いますが、要するに関係業者がプレミアムの高下によりまして、非常に商売がしにくいからというので、それを調整しようという趣旨で、こういう協議会を作り、輸入業者から輸出権の寄託を受けて、輸出業者に輸入をさせておけるというのが現状であります。ただ、実際問題として、その一割のプレミアムが高過ぎるのではないかと、その結果香港を通すインドネシア向けの輸出がふえているのではないかと、というような問題も、実は起つて参っております。

他方最近におきますインドネシア側の輸入制限の強化からいまして、本協会としましては寄託を受けました輸出権が、やや果増しているような格好になっておるわけでございます。従いましてその輸出権の発生自体も、若干制限をしたい。今まるまる輸出権の発生ということになっておりますが、その発生率を若干減らすということとは、それだけ減らしただけは、何と申しますか、ただの輸出権をこの協議

会にもらうわけであります。そういうことによりまして、今度輸出の場合のプレミアムをある程度引き下げていきたい、輸出入の競争力を伸ばしていきたいということ、研究をしておる段階でございます。

○相馬助治君 御説明で一応わかりましたが、インドネシアについては、焦げつき債権があるから、特殊な状況として輸出権を設定しなければならなかったという状況は、これはわかりました。私の調査によっても、そのほかにデリケートな賠償関係もあるので、こういう特異なことをやっているのだという点も、質問はしておりますが、私自身も承知しております。私が質問している趣旨は、一体焦げつき債権のために、あるいは賠償問題のために輸出をわが国みずからが制限しなければならぬという、こういう制度をとるところに、問題があるかと思うのです。実は、これは通産当局について御質問して、その非を唱へる趣旨のものではなくて、全く別個な政治問題なのであります。この種の制度を設けなければならぬというところに、日本の現在の悲劇があるかと思ひます。この問題については、いろいろうわさもされておるから、一つ実態をよく調査されて、大きな政治問題として輸出振興の方向に一つ努力をされていっていただきたい。特に率を急激に下げるといふようなときは、かなり問題であろうと思ひますので、処方をお願いしておきたいと思ひます。

最後に、もう一点ですが、それは私は特別外貨制度についてお尋ねしてみたいと思ひます。この特別外貨制度と

いうのは、常にIMF等で問題になっておるようだけれども、世界どの国でもやっておる制度であつて、特に日本では、中小企業者の輸出業者優遇のために、この制度が果す役割というのは、非常に多かったかと思ひます。ところが、最近IMFの關係から日本国内において業者が業者の団体を作り、それに調整金徴収等の方法によつて、業者割当の方向に進んでいるやに承わつておりますけれども、これはある物質についてはかなり問題であると思ひます。通産当局としては、この特別外貨制度というものを、すなわちこの妙味ある制度をどのように考え、将来どのようににされるお氣持か、この際基本的な問題として承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(松尾泰一郎君) 特別外貨制度は御存じのように、外貨割当手続の簡易化のためというところで、この制度ができたのであります。同時に、輸出業者、特に輸出専門の中小業者等に対しまして、いわゆる特別外貨というところであります。關係上、プレミアムが発生する。これがいわゆる輸出のドライブの効果もあるというふうなことで、実は表面は外貨割当手続の簡素化ということとスタートしたのでござい

て先般も従来発生率五%でありましたのを三%に下げた、また、有効期間も三カ月に短縮するというところで、まあ方法としては全廢の方向に進んでおるわけであります。また、先ほど申しましたように輸出業者から見ますと、プレミアムの高いということが望ましいのであります。が、他方輸入する側から見ますと、これは低い方がよいと、こういうことも言えるわけであります。そこで、先ほど申しましたIMFとの關係なり、あるいは割当制度としての本案の問題等から考えまして今後どうするか、実は慎重に研究をいたしております。また、今日のところは、廢止をするまでのところには……そういう方針の決定にまで至っておりません。繰り返して申し上げますように、いろいろの利害が錯綜いたしておりますので、十分に研究した上で、方針をきめたい、こういうふうに考えておる次第であります。

○相馬助治君 私はこれの廢止することとを期待して質問しておるのじやなくて、むしろこの段階では、この妙味をもつと生かしたかどうかという立場でお尋ねしておるわけなんです。これはやはり日本の貿易という観点から考えれば、輸出振興策ということが一番大きいのでございまして、輸入業者の立場から見れば、特許のプレミアムの問題は困つたことではありますけれども、一つこの特外制度については十分研究をして、そうしてその妙味ありとするならば、それが發揮できるような、輸出振興策にもなり得るような、将来御処置賜りたいと思ひます。それに連関して一つお尋ねしたいことは、やはりある種の物資が逐次、一

つは業者割当、一つは、商社割当に移行していくということが伝えられておりますが、商社割当ということが強化されて参りますという、これは勢い過去の実績によつて、実績オンリーで割りつけるほかない。そういうことになれば、どうも私どもの言葉で、おはこ言葉のようになりませんが、大企業優先、優遇、こういうようなことになって、はなはだ思ひにくいと思ひますが、品物によつては商社割当に移行することもあるやむを得ない、また当然であらうと思ひますが、ある種物資については、その割付の基準が困難であるとすれば、むしろ特外制度という制度を生かして、それで物資量を制限していくということも妙味あることだと思ひますが、これに対する具体的なことでなくて、けつこうですから、基本的な考え方はどうでございませうか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 先ほど申し上げましたように、現在の特別外貨割当はその割当手続の簡素化という趣旨をもちまして、非常にその割当が困難なようなものについて、実はやつておるわけでありまして、従いましてその余の点につきましては、先ほど少し言葉が不十分であつたかと思ひますが、来年からはやめようという意見もあるものであります。先生も言われましたように、輸出業者からはその存続を非常に希望されておるもので、まあ研究しておるような次第でございます。確かにいろいろ特別外貨割当制度の妙味を發揮できるような措置もあらうかと思ひます。

りますが、輸入の根本の原則は、やはりともかく業者割当にしろ、商社割当にしろ、輸入の予算を十分に付けて、どっちへころんでも、そういう割当を受けたものが不当にもうけをするということのないようにするというのが、実は根本の原則ではないかと思うのであります。従いまして商社の割当問題につきましても、これは貿易の自然の姿からいいますと、これは若干個人の意見になるかもしれませんが、やはり商業活動をやる貿易商社に割当をするのが本則ではないかと思ひますが、実際問題として、なかなかそこまでも行き得ないような事情にございまして、各物資によって事情は違ひますので、この外貨予算の量がふえるにつれまして、商社割当をやつても、別段商社は不当利得を受けるのではないというふうな場合には、商社割当をやつても別段いけないというわけのものでもないのじゃないか。要するに根本の問題は、この輸入予算の量をふやして、あまり割当自身が問題にならないように、要するに現在若干不足しておりますものについて、その業者割当にするとか、あるいは商社割当にするとか、利益にからんだ主張が非常に強いわけでありまして、従いまして、要はできるだけそういう必要な物資については予算をふやすということでは、おのずからこういう問題は解決するのではないかと思ひております。

○相馬助治君 あと一点だけお尋ねします。これはきわめて具体的な問題です。都合では次長からの御答弁でもけっこうです。この特外制度の中で、ブラジルの羊毛が今までは無制限受付、業者の言葉でいえば、青天井と

か、そういう制度であつたそうですが、これを通産省は突然中止されたそうですが、それはどういう理由なんですか。尋ねる理由は、これが誤まりであらば幸いだと思いますが、大手筋が羊毛をどつと輸入して、そこで輸入受付停止をして、この大手筋が羊毛の値上りを見てもうけるために、通産当局の意思を離れて、ある政治ブローカーが動いて、こういうことをしたんだという不幸なニュースが流れておりますが、私はさようなことはあるまいと思ひますが、事實はどういうことになつておりますか。この点を一つ明瞭にお聞かせ願ひたいと思ひます。質問はそれだけです。

○政府委員(松尾泰一郎君) お尋ねのブラジル羊毛の問題でございまして、御存じのようによ、ブラジルの羊毛はいわゆる〇制度によつて、輸入を無制限にしておつたわけですが、三十一年度のブラジルから日本へ輸出をする能力として、一応五万俵程度ではなからうかということであつたのであります。日本側が非常に買い進んだというふうなことで、現地の価格も非常に上つたわけでありまして、そこで十二月の二十日過ぎにブラジル政府が輸出の禁止をしたのでございまして、そこで確定に輸入ができないにもかかわらず、この輸入の受付を無制限に行ふことにしております。また、特別外貨を有効に活用するといふような見地から見まして、いろいろ問題もありまゝるので、この際も輸入の見込みがないならば、恩恵の申請はとりあへず封じておいた方がいいと、こういう判断に立ちまして、一月の十八日に受付を

停止したといふふうな実情でございまして、

○相馬助治君 向うの禁止が解ければ、また元へ戻すのですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) さように考えております。

○委員長(松澤兼人君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) では、速記を始めて下さい。

○近藤信一君 午前中もいろいろと局長に他の同僚委員から御質問がございしましたが、今一番問題になつておるガスの事故といふものは、おおむね器具の問題から発生してゐるわけでありまして、ガス会社では慎重な検査をして、そういう器具を販売してゐると、こう言つておられますが、ガス会社だけの器具であるのであればこれは安全かもしれませんが、その他の製品といふものが相当市場にはらんしてゐること、そういう点からいくと、そういう手つと早いところの店で買つ場合もあるわけですね。それから最後に先ほどガス会社の人も言つておりました、器具の元せんの現在の物は安全ですが、ついておつて完全だと言はれるんですが、これはおおむね、私のはこの間二、三年前につけたわけですが、他の人は一年ぐらい前、こういう人もあるわけなんですが、もうそういう近い時期につけたガス器具でも安全弁がない、ネジ、バルブといふ物がついてゐる、こういう物に対してガス会社は、ここへ出て来られた連中は、これはみなついておられますと言つておられるが、実際はついておられない。そういうものに對しても、これはやはり責任上、安全

停止したといふふうな実情でございまして、

○相馬助治君 向うの禁止が解ければ、また元へ戻すのですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) さように考えております。

○委員長(松澤兼人君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) では、速記を始めて下さい。

○近藤信一君 午前中もいろいろと局長に他の同僚委員から御質問がございしましたが、今一番問題になつておるガスの事故といふものは、おおむね器具の問題から発生してゐるわけでありまして、ガス会社では慎重な検査をして、そういう器具を販売してゐると、こう言つておられますが、ガス会社だけの器具であるのであればこれは安全かもしれませんが、その他の製品といふものが相当市場にはらんしてゐること、そういう点からいくと、そういう手つと早いところの店で買つ場合もあるわけですね。それから最後に先ほどガス会社の人も言つておりました、器具の元せんの現在の物は安全ですが、ついておつて完全だと言はれるんですが、これはおおむね、私のはこの間二、三年前につけたわけですが、他の人は一年ぐらい前、こういう人もあるわけなんですが、もうそういう近い時期につけたガス器具でも安全弁がない、ネジ、バルブといふ物がついてゐる、こういう物に対してガス会社は、ここへ出て来られた連中は、これはみなついておられますと言つておられるが、実際はついておられない。そういうものに對しても、これはやはり責任上、安全

といふものを必要とするといふわけは考へる。そういう点からいしまして、このガス事業の關係法令を見ましても、ほとんど出ていない。こういう点から非常に器具の問題から事故が発生してゐるから、こういう点に対しては、やはり人命を救つてゐる以上は、これをこの生命を尊重するといふ意味からいつても、機械器具に対する何らかの処置を、公益事業局としても考へざるを得ないのじゃないかと私は思ひます。そういう点で一つ御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(岩武照彦君) ただいま近藤委員から御指摘がありましたように、器具の問題が一つの穴になつておるといふことは、御指摘の通りであります。この法令的な措置、あるいは行政的な指導、いずれによりますか、いろいろ検討してみますが、早急に結論を得まして実施したいと思ひております。なお、その節、あるいは法令等について、国会の方の御審議をお願いすることになるかもしれませんが、その点はよろしく一つお願いいたします。

○委員長(松澤兼人君) 次に、その後本委員会に付託されました法案は五件あります。すなわち、輸出保険法の一部を改正する法律案、特別損害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案、臨時石油損害復旧法の一部を改正する法律案、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、信用保証協会法の一部を改正する法律案であります。この件につきましまして、この際提案理由の説明

を聴取したいと思ひます。長谷川政務次官。

○政府委員(長谷川四郎君) 輸出保険法の一部を改正する法律案につきましまして、提案の理由を御説明いたします。世界各國の貿易競争が激しくなるに従ひ、輸出市場の拡大並びに重要な輸入原料の確保のためには、海外投資が必要であることは申すまでもありません。政府はこの趨勢にかんがみ、海外投資を促進するため、昨年輸出保険法の一部を改正いたしましたのでありますが、最近におきまして、中南米、東南アジア等に対して盛んになりつつある海外投資の実情並びにこれら投資者の要望を検討いたした結果、海外投資に伴う危険を担保する範囲を拡大し、更に、てん補率、保険料率に所要の改善を加へるとともに、あわせて投資者が海外において上げた利益を、本邦に送金できないことによる損失をカバーする保険、すなわち、海外投資利益保険を新設することが必要であると認められましたので、この方針に従つて現行の輸出保険法に所要の改正を加へることとし、本改正法律案を提案したのであります。

次に、改正法律案の概要を御説明いたします。

改正点の第一は、海外投資保険の改正であります。まず、現在の海外投資保険の名称を、海外投資元本保険と改めたのでありますが、これはさきにも御説明いたしました通り、このたび海外投資利益保険を創設いたしますので、これと区別いたしますため、このように改めるわけでありまして、次に、担保危険の範囲の改善及び拡

大につきまして御説明いたしますと、
一、現行法におきましては、被投資法人が戦争、革命、内乱のような非常事態によって解散いたしました場合、投資者が株式を処分したか、または被投資法人の清算が完了したときに初めて保険金を支払うようになっておりますが、これでは保険者、被保険者ともどもに不利益をこうむることになりますので、被投資法人が解散したときに保険金の支払ができるように改正いたしました。

二、現行法におきましては、戦争、革命または内乱によって被投資法人が解散するか、事業休止した場合に、その損失に対して保険金を支払うことになっておりますが、今回の改正におきましては、戦争、革命、内乱のほか、暴動または騒乱のように、これに準ずる事態をも加えるとともに、さらに設備や鉱業権、漁業権のように、事業遂行上重要な権利を侵害された場合を加えることといたしました。

次に、保険金の算定の方法につきまして、被保険者の有利となるよう若干の改正、たとえて申しますと、取用補償金をもたらした後、この補償金を凍結されるような場合、これを損失金に算入する等の改正を加えております。

また、てん補率は、現行において六〇％であるところを、七五％に改めることといたしました。なお、保険料率は、政令で定められておりますが、現行の一年につき一・五％を一・二五％に引き下げる予定であります。

改正点の第二は、海外投資利益保険の創設であります。この保険は、一、為替取引の制限又は禁止、二、為替取引の途絶、三、配当金の管理、四、配当

金の送金保証の不履行、五、配当金の没収というような事由によりまして、投資者が株式等の配当金を一定期間本邦に送金することができなかったことにより受ける損失をてん補する保険制度であります。この保険におきまして、てん補率は七五％、保険料率は一・二五％と定めております。

以上が今回の改正の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、可決されんことをお願い申し上げます。

次に、特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

特別鉱害復旧臨時措置法は、太平洋戦争中の強行出炭による特別鉱害を急速かつ計画的に復旧することによって、民生の安定、国土の有効利用をはかり、あわせて石炭鉱業の健全な発達を期せんとするものでありまして、昭和二十五年に法律の施行以来、着々その成果を上げて参つた次第であります。すなわち、昭和三十一年度末までに百億円に上る復旧工事が完了することとなり、これをもちまして、河川、道路、鉄道、水道、学校等公共施設関係の復旧工事は、すべて終了するわけでありまして、

しかしながら、復旧促進のため尽くしてきたあらゆる努力にもかかわらず、はなはだ遺憾なことではあります。農地および家屋の一部につきましては、その復旧工事に一部について、法律の有効期限であります本年の五月十一日において未完了のものが残る見通しであります。これは、家屋につきましては、その復旧費が炭鉱からの納付金のみによって賄われるとともに、その納付期日が法律の有効期限以後にな

らざるを得ないという理由によるものであり、農地関係につきましては、主として現地の工事能力から来る制約に基いているものであります。農地の復旧には、大量の土が必要となりまして、河川の渡渉による土量を計画通りに使用できなかったり、あるいは土取場が次第に遠隔となり、工事能力の低下を来した等の事情によって、いかにしても法律の有効期限以後に残らざるを得ないことになったわけでありまして、

ここに提案いたしました改正案は、以上に御説明申し上げた状況にかんがみ、残工の適正な施行を確保するため、法律の有効期限を昭和三十三年三月末日まで延長することを内容とするものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

臨時石炭鉱害復旧法は、鉱害復旧事業を中心として、鉱害を計画的に復旧することにより、国土の有効利用及び民生の安定をはかり、あわせて石炭鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達を期せんとするものでありまして、昭和二十七年に法律の施行以来、着々その成果を上げてきたところであります。すなわち、昭和三十一年度末までに、農地関係十三億、河川、道路、水道等の公共施設関係十四億、合計二十七億に上る復旧工事が完了することとなり、特別鉱害の復旧と相持ちまして、鉱害地の状況は、大幅に改善されつつある次第であります。

本改正案は、家屋を本法により復旧することができるようにして、その復旧を促進し、民生の安定をはかるとともに、農地及び公共施設関係の復旧工事とあわせて、総合復旧の実を上げんとするものでありまして、次に、各改正事項につき、その概略を御説明申し上げます。

改正の第一点は、家屋等、すなわち、住宅、店舗、倉庫等の建物及びこれら建物の用に供される土地等を復旧基本計画の対象に加え、その復旧工事費のうち、地盤の復旧費及びこれに起因する家屋等の補修費の半額に相当する額の補助金を国及び都道府県から交付することとしたこととあります。このため、国庫からの補助金として七千万円を三十二年度予算に計上し、差しあたり約一千戸の家屋復旧を計画しておりますが、民生の安定及び鉱害の総合的な復旧に資することとわめて大なるものとあり、確信いたしておる次第でございます。

改正の第二点は、家屋等の復旧に際しまして、その復旧に際しまして、その復旧費のうち、賠償義務者たる炭鉱が負担すべき部分を負担する責力を有せず、またはその所在がわからない場合には、国、都道府県および炭害復旧事業団の三者が、当該炭鉱が負担すべき部分を負担して復旧することとしたこととあります。

改正の第三点は、家屋等を復旧することができるよう改めることに伴いまして、家屋等の復旧工事に関する協議及び裁定に関する規定を削除したことであります。

すなわち、現行法におきましては、家屋等が復旧工事の対象から除外され

ておりますために、その復旧促進の一助と致しまして、家屋等の復旧につき、通商産業局長が当事者間の協議のあつせんを行い、または裁定をすることができるよう制度を設けておりますが、家屋等を復旧することができるよう改めることにかんがみまして、本制度を廃止することとし、今後は、このよう問題につきましては家屋のみならず、農地その他の関係をも含めまして、広く、鉱業法による和解の仲介制度を活用してゆく所存であります。

以上はなほ簡単であります。改正案につきまして概略御説明申し上げた次第であります。本改正案は、現地における被害者の方々をはじめ、関係者各位の熱心な御協力によりまして、初めて国会に提案できる運びに至つたわけでありまして、この法案が制定されることになった次第でございます。

法律の円滑な実施に努め、鉱害復旧の促進に一そう努力する所存であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次は、商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案の提案の理由およびその概要を御説明申し上げます。

まず提案の理由について御説明申し上げます。商工組合中央金庫は、中小企業等協同組合の系統金融機関であります。最近の情勢にかんがみまして、同金庫の果たす役割はいよいよ重要となつてきておりますので、この際、商工組合中央金庫法の一部を改正して、その機能の強化、充実はかり、もつて中小企業の組織化の推進、その一そうの振興に資することといたしました。

請願者 東京都新宿区四谷一ノ七社団法人日本写真文化協会長 伊東末太郎
紹介議員 大谷藤之助君
この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第七三三三号 昭和三十三年二月十五日受理
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 東京都新宿区戸塚町二ノ二九 小林勝馬
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第七三四号 昭和三十三年二月十五日受理
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 茨城県水戸市南三ノ丸一八八中小企業団体法期成同盟茨城県支部内 木村伝兵衛
紹介議員 宮田 重文君
この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第七五五号 昭和三十三年二月十六日受理
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 東京都千代田区神田東紺屋町二九 倉友長吉
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

請願者 青森県弘前市上糠師町一八弘前商工会議所内 雨森良太

紹介議員 笹森 順造君
この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第七九四号 昭和三十三年二月十八日受理
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 福岡県大牟田市本町二ノ三七 古賀治外四千七百五十九名
紹介議員 野田 俊作君
この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第七九五号 昭和三十三年二月十八日受理
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 福岡県大牟田市有明町五四アサヒタクシー株式会社代表取締役 野田耕也
紹介議員 野田 俊作君
この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第八三三三号 昭和三十三年二月十九日受理
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 長崎市長崎町無番地長崎市長崎市青果物商業協同組合理事長 井上善雄
紹介議員 本多 市郎君
この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第八三三三号 昭和三十三年二月十九日受理
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 横浜市磯子区磯子町三五二 石原庫七
紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第八三三三号 昭和三十三年二月十九日受理
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 静岡県浜松市伝馬町四八浜松商店界連盟会内 徳田由太郎外百六十八名
紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第八三四号 昭和三十三年二月十九日受理
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 宮城県知事 大沼康
紹介議員 田中 一君
東北総合開発の国家的重要性は、漸次

たい。また、消費生活協同組合法、所得税法、事業税法については、中小企業者の実態を勘案してこれが改正措置を講ぜられたいとの請願。

第八三三三号 昭和三十三年二月十九日受理
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 長崎市長崎町無番地長崎市長崎市青果物商業協同組合理事長 井上善雄
紹介議員 本多 市郎君
この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第八三三三号 昭和三十三年二月十九日受理
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 横浜市磯子区磯子町三五二 石原庫七
紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第八三三三号 昭和三十三年二月十九日受理
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 静岡県浜松市伝馬町四八浜松商店界連盟会内 徳田由太郎外百六十八名
紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第八三四号 昭和三十三年二月十九日受理
中小企業団体法制定に関する請願

請願者 宮城県知事 大沼康
紹介議員 田中 一君
東北総合開発の国家的重要性は、漸次

世論を喚起し、公共事業費予算の大幅増額及び開発公庫、開発公社の設立等具体的措置の実現の段階に達したが、窮乏せる地方財政下のため、開発事業の促進が財政負担の面から抑制される懸念があるから、(一)東北開発事業に対する負担率、補助率を引き上げること、(二)地方財政再建促進特別措置法における指定事業費の増大すること、(三)開発計画の根幹事業実施に伴う地方負担額については地方交付税法における基準財政需要額に算入すること、(四)東北開発事業に対する地方債の特例を認めること、(五)東北地方の財政窮乏の実状にかんがみ、特に公債費の元利補給制度を考慮すること等を骨子とした東北開発促進法のすみやかな制定実施を図られたいとの請願。

第八三五号 昭和三十三年二月十九日受理
北奥羽調査地域の総合開発促進に関する請願

請願者 青森県弘前市五十石町七六北奥羽地方総合開発審議会内 松野伝外三十四名
紹介議員 田中 一君
北奥羽地域は、昭和二十九年七月国土総合開発法に基き調査地域に指定されたから各種の基本調査を実施したほか、県費単独調査などもあわせ施行、着々成果をあげつつあるが、一部主要事業の進展とも関連し総合的開発効果を期するため、すみやかに国土総合開発法に基き特定地域に指定の上、強力なる予算措置をもつて同の直轄調査項目を拡大しその促進を図られたい。なお、開発促進のための公共事業

費の重点的配分と補助率の引き上げ、事業計画が確定し、また現に実施中の諸事業の推進等についても善処せられたいとの請願。

第八三六号 昭和三十三年二月十九日受理
北奥羽地域を国土総合開発法に基き特定地域に指定するの請願

請願者 青森県弘前市五十石町七六北奥羽地方総合開発審議会内 松野伝

紹介議員 田中 一君
北奥羽地域は、国土の総合開発利用上経済的な各種資源が多量に包蔵されているにもかかわらず、その開発が遅れ、未開発後進性を脱却し得ない現状であり、はなはだ遺憾であるから、本地域を国土総合開発法第十條に基いて特定地域に指定し、強力な施策によつて冷害の防止と草地農業(畜産)の確立を期するとともに、全地域にわたる大規模機械開墾事業の推進、北洋漁業基地の立地整備、砂鉄鉱業の振興、鉄道、道路、港湾の整備等を実現し、一日も早く国民経済に寄与し得るよう取り計らわれたいとの請願。

第八九六号 昭和三十三年二月二十日受理
中小企業団体法制定に関する請願(十通)

請願者 栃木県足利市通三丁目二、五八九足利織物整経協同組合理事長 田島亀之助外八百九十六名
紹介議員 佐藤清一郎君 植竹春彦君 横川 信夫君
この請願の趣旨は、第七三十一号と同じである。

第九一三二号 昭和三十三年二月二十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願（二通）
請願者 栃木県足利市緑町一ノ三、七七八足利ナイロン地下協同組合理事 長 竹井定次郎外六十五名
紹介議員 植竹 春彦君 佐藤清一郎君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

請願者 福井市宝永上町一〇五 福井県印刷業協同組合 代表理事 内田直治郎 外百七十四名
紹介議員 高橋 衛君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第九一三三号 昭和三十三年二月二十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願（三通）
請願者 福井市佐久良上町一〇 福井県片町商店街協同組合理事長 樹下広治 外百三十一名
紹介議員 小崎 治和君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第九一三二号 昭和三十三年二月二十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 千葉県柏市豊四季七六四 松崎良太郎
紹介議員 伊能繁次郎君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第九一三四号 昭和三十三年二月二十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 山形県東置賜郡高島町 長 新野広吉外百十五名
紹介議員 松澤 靖介君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第九一三五号 昭和三十三年二月二十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 福島市万世町九福島県 五郎外二十三名
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第九一四四号 昭和三十三年二月二十一日受理
国土総合開発事業促進に関する請願
請願者 岩手県議会議長 内村 一三
紹介議員 鶴見 祐輔君
国土総合開発法に基いて実施されている特定地域、調査地域等の総合開発事業が、関係各方面の努力にもかかわらず、充分所期の成果を収めていないことは遺憾であるから、これが促進を図るために、（一）国土総合開発事業費を増額し、（二）国庫負担率及び国庫補助率を引き上げること、（三）国土総合開発事業の年次計画を確立し、完成年度を早めること、（四）国土総合開発事業に要する地方財政の需要額確保について特別の措置を講ずること、（五）昭和三十三年度予算に国土総合開発事業調整費三十億円を計上すること、（六）国土総合開発調査費を増額してその補助率を二分の一以上にすること、（七）国土総合開発機構を整備強化するとともに開発公社及び開発金融公庫を設置すること、（八）特定地域の開発決定調査事業をすみやかに確定事業として決定すること等の実現を期せられたいとの請願。

第九一四六号 昭和三十三年二月二十一日受理
東北地方開発促進に関する請願
請願者 岩手県議会議長 内村 一三
紹介議員 鶴見 祐輔君
東北地方の開発は、わが国経済再建のため重要なことであるから、（一）東北開発基本法を制定すること、（二）東北開発庁を設置すること、（三）電力需給の根本施策を確立すること、（四）東北開発金融公庫を設置すること、（五）開発の中核事業を確立すること等の施策を講じ、東北地方の開発を図られたいとの請願。

第九一四九号 昭和三十三年二月二十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 茨城県土浦市大町一、〇九六 池田多喜司
紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第九一五〇号 昭和三十三年二月二十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 神戸市兵庫区浜崎通四兵衛 山田紋次 合内 山田紋次 中野 文門君
紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第九一四八号 昭和三十三年二月二十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願（二通）
請願者 栃木県佐野市他井町 二、七九五佐野織物協同組合理事長 天海房三外一名
紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第九一四八号 昭和三十三年二月二十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 大阪府中河内郡柏原町 柏原町商工会内 金田 光太郎 左藤 義詮君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第九一四八号 昭和三十三年二月二十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 大阪府中河内郡柏原町 柏原町商工会内 金田 光太郎 左藤 義詮君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第九一四八号 昭和三十三年二月二十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 大阪府中河内郡柏原町 柏原町商工会内 金田 光太郎 左藤 義詮君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

第九一四八号 昭和三十三年二月二十一日受理
中小企業団体法制定に関する請願
請願者 大阪府中河内郡柏原町 柏原町商工会内 金田 光太郎 左藤 義詮君
この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。

この請願の趣旨は、第七三一号と同じである。
三月四日本委員会に左の案件を付託された。
一、輸出保険法の一部を改正する法律案
輸出保険法の一部を改正する法律案
輸出保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
目次中「第五章の二 海外投資保険（第十四条の二）第十四条の五」を「第五章の二 海外投資元本保険（第十四条の三）海外投資利益保険（第十四条の四）第十四条の五」に改める。
第一条の三「及び海外投資保険」を「海外投資元本保険及び海外投資利益保険」に改める。
第一条の七第七号中「海外投資保険」を「海外投資元本保険」に改め、同条に次の一号を加える。
八 一 会計年度内に引き受ける海外投資利益保険の保険金額の総額
第五章の二の章名を次のように改める。
第五章の二 海外投資元本保険
第十四条の二「海外投資保険」を「海外投資元本保険」に改め、同条第二号中「準ずる者」の下に「以下「外国政府等」という。」を加え、同項第二号を次のように改める。
二 当該外国法人が戦争、革命、内乱、暴動若しくは騒乱により損害を受け、又は設備、原材料

その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利若しくは利益であつて事業の遂行上特に重要なもの（以下「権利等」という。）を外国政府等によつて侵害されたことにより損害を受けて解散したこと。

第十四条の二第二項第三号中「又は内乱」を「内乱、暴動若しくは騒乱により損害を受け、又は権利等を外国政府等によつて侵害されたこと」とに改め、同条に次の一項を加える。

3 海外投資元本保険の保険期間は、十年以上において政令で定める期間をこえてはならない。

第十四条の三第一項中「海外投資保険」を「海外投資元本保険」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に改め、同項第一号中「配当として取得した金額」及び「配当として取得すべき金額」を「配当金」に改め、「多い金額」の下に「の半額」を加え、同条第二項第一号中「発生前に当該株式等に対する配当として取得した金額」を「発生前の当該株式等に対する配当金」に、「配当として取得すべき金額」を「配当金」に改め、「多い金額」の下に「の半額」を加え、同条に次の一項を加える。

3 政府は、前二項の規定にかかわらず、前条第二項各号の一に該当する理由の発生により取得した金額又は取得し得べき金額のうち左の各号の一に該当する事由により本邦に送金することができない金額（当該事由の発生前に本邦に送金し得べきであつた金額を除く。以下「送金不能額」という。）が生じ

たときは、前二項の規定により算定した政府がてん補すべき額のほか、その額と第一項第二号又は前項第三号に規定する金額から送金不能額を控除した残額をそれぞれ第一項第二号又は前項第三号に規定する金額とみなして前二項の規定を適用して算定した政府がてん補すべき額との差額をてん補しなければならない。

一 外国政府等による没収

二 外国政府等による管理（政令で定める期間以上の期間継続して行われたものに限る。）

三 前二号に準ずる事由であつて、政令で定めるもの

第五章の二の次に次の一章を加える。

第五章の三 海外投資利益保険

（保険契約）

第十四条の六 政府は、海外投資利益保険を引き受けることができる。

2 海外投資利益保険は、国際収支の改善に著しく寄与すると認められる海外投資を行つた者が保険契約で定める期間内における株式等に対する配当金を左の各号の一に該当する事由によつて政令で定める期間以上の期間本邦に送金することができなかつたことにより受ける損失をてん補する輸出保険とする。

一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

二 外国における戦争、革命又は内乱による為替取引の途絶

三 外国政府等による当該配当金の管理

四 当該配当金の送金の許可の取消又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかつたこと。

五 前四号の事由の発生後における外国政府等による配当金の没収

3 前項の保険契約で定める期間は、十年以上において政令で定める期間をこえてはならない。

（保険金）

第十四条の七 海外投資利益保険において政府がてん補すべき額は、前条第二項に規定する配当金のうち同項各号の一に該当する事由により同項の政令で定める期間以上の期間本邦に送金することができなかつた金額（以下「事故配当金」という。）から、左の各号に掲げる金額を控除した残額に、百分の七十五の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなかつた金額

二 当該事故配当金をもつて支出した金額

三 当該外国法人が前条第二項の政令で定める期間内に発行した株式の取得又はこれに準ずる海外投資であつて政令で定めるもののため当該事故配当金をもつて支出し得べきであつた金額

四 損失を軽減するために必要な処置を講じて回収した金額

（回収）

第十四条の八 保険金の支払を受けた者は、事故配当金の回収に努めなければならない。

（回収金の納付）

第十四条の九 保険金の支払を受けた者は、その支払の請求をした後回収した金額に支払を受けた保険金の額の第十四条の七に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に政府が引き受けた海外投資保険については、なお従前の例による。ただし、改正後の第十四条の二及び第十四条の三の規定の適用については、この限りでない。

3 政府は、改正後の第一条の七第七号及び第八号の規定にかかわらず、昭和三十三年度に限り、海外投資元本保険の保険金額の総額及び海外投資利益保険の保険金額の総額の合計額が海外投資保険の保険金額の総額として国会の議決を経た金額をこえない範囲内で、海外投資元本保険又は海外投資利益保険の保険契約を締結することを妨げない。

第七号中正誤

頁段 行 誤 正

一四 終りか 輸出表示、輸出標準、

昭和三十一年三月九日印刷

昭和三十一年三月十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局